

カンボジア国  
経済財務省住民移転局  
公共事業運輸省

カンボジア国  
住民移転のための環境社会配慮能力強化  
プロジェクト  
詳細計画策定調査報告書

平成23年4月  
(2011年)

独立行政法人国際協力機構  
カンボジア事務所

カン事
JR
11-006



カンボジア国  
経済財務省住民移転局  
公共事業運輸省

カンボジア国  
住民移転のための環境社会配慮能力強化  
プロジェクト  
詳細計画策定調査報告書

平成23年4月  
(2011年)

独立行政法人国際協力機構  
カンボジア事務所



## 序 文

カンボジア国では、2009年12月に「土地収用法」(Land Expropriation Law)が閣僚評議会(Council of Ministers)で承認された後、国民議会(the National Assembly)における承認を経て、2010年3月に国王の署名を経て施行されました。今後は、「開発プロジェクトによる社会的・経済的影響への取り組みにかかる副法令」(Sub-degree on Addressing Socio-Economic Impact Caused by Development Projects)の法制化に向けた作業の本格化が見込まれます。

独立行政法人国際協力機構(JICA)は、カンボジア政府から日本政府に対する要請に基づいて、経済財務省・住民移転局(Resettlement Department: RD, Ministry of Economy and Finance: MEF)の能力向上を目的とした技術協力プロジェクトの実施に先立って、2009年10月に詳細計画設計調査を行い、2010年3月に詳細計画設計調査(第2回)を行い、プロジェクトの実施計画を検討しました。

その結果、カンボジア政府が行う住民移転のプロセスに沿った系統的な実施細則等の整備支援に主眼を置く協力内容とすることで、カンボジア国側と合意し、2010年4月から2年間の計画で、技術協力プロジェクトを実施することとしました。

本報告書は、上記調査の内容・結果をまとめたものであり、今後のプロジェクトの展開に広く活用されることを願うものです。

最後に、調査の実施に際し、多大なるご支援とご協力を賜りました、関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成23年4月

独立行政法人国際協力機構  
カンボジア事務所  
所長 鈴木 康次郎



# 「住民移転のための環境社会配慮能力強化プロジェクト」

## 調査報告書 目次

序 文

調査対象範囲

写 真

略語表

事業事前評価表

### 第1章 詳細計画策定調査の概要

1-1 要請の背景

1-2 調査の目的

1-3 調査団構成

1-4 日程

1-5 主要面談者

### 第2章 詳細計画策定調査（対処方針案）

2-1 カンボジアにおける住民移転の現状

2-2 関係機関との協議内容

2-3 ワークショップ実施結果

### 第3章 5項目評価

3-1 妥当性

3-2 有効性

3-3 効率性

3-4 インパクト

3-5 自立発展性

### 第4章 詳細計画策定調査（第2回）の概要

4-1 調査の目的

4-2 調査団構成

4-3 日程

4-4 主要面談者

4-5 主な協議内容

### 付属資料

1. 事前協議議事録 (Minutes of Meetings)

2. 討議議事録 (Record of Discussions)

3. 協議議事録 (Minutes of Meetings)

4. 評価グリッド

5. 打合せ議事録





# 調査対象範囲 カンボジア国



注. プロジェクトはカンボジア全土に裨益する内容であるが、より直接的には日本の国際協力が実施されている国道一号線沿線のうち、上図の赤線で囲った1市2州（プノンペン特別市、カンダール州、プレイベン州）に焦点を当てた内容を想定している。



写真 (1/2)



経済財務省住民移転局／省庁間住民移転委員会との協議



PCM ワークショップ



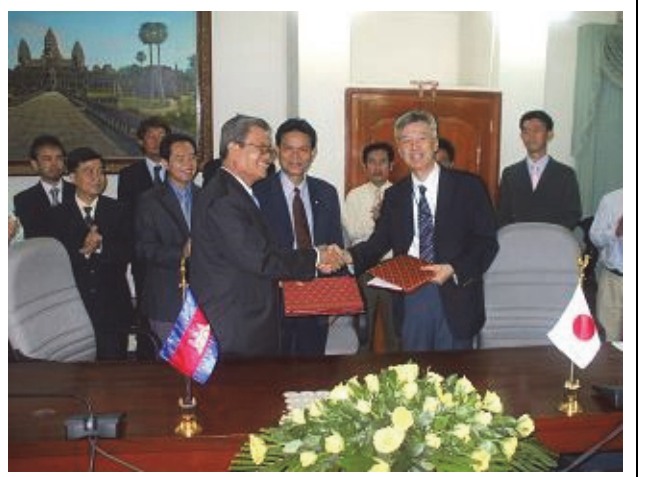
PCM ワークショップ



ADB カンボジア事務所表敬



土地管理・都市計画建設省表敬



M/M 署名  
経済財務省 Nhean Leng 次官 (中央左)  
公共事業運輸省 Tauch Chankosal 副大臣 (中央)

写 真 (2/2)



国道1号線（カンダール州）視察



住民移転地視察（入居前）



経済財務省住民移転局執務室



プロジェクト事務室（候補）

## 略語表

略称	正式名称	日本語
AADT	Annual Average Daily Traffic	年平均日交通量
AC	Asphalt Concrete	アスファルト混合物
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
ASEAN	Association of South East Asian Nations	東南アジア諸国連合
B/D	Basic Design	基本設計
BOT	Build Operate and Transfer	建設・運営・譲渡（方式）
CDC	Council for the Development of Cambodia	カンボジア開発評議会
CNMC	Cambodia National Mekong Committee	カンボジア国内メコン委員会
DBST	Double Bitumen Surface Treatment	DBST（簡易舗装の一種）
D/D	Detailed Design	詳細設計
DMS	Detailed Measurement Survey	詳細資産調査
DPWT	Department of Public Work and Transport (MPP)	公共事業運輸局（プノンペン市）
EIA	Environmental Impact Assessment	環境影響評価
F/S	Feasibility Study	実施可能性調査
F/R	Final Report	最終報告書
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
I/C	Inception report	インセプションレポート
IEE	Initial Environmental Examination	初期環境調査（カンボジアでは IEIA）
IEIA	Initial Environmental Impact Assessment	初期環境影響評価（IEE と同義）
IT/R	Interim Report	インテリムレポート
IRC	Inter-ministerial Resettlement Committee	省庁間住民移転委員会
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
MEF	Ministry of Economic and Finance	経済財務省
M/M	Minutes of Meetings	協議議事録
MOE	Ministry of Environment	環境省
MOWRM	Ministry of Water Resource and Metrology	水資源気象省
M/P	Master Plan	マスタープラン
MPP	Municipality of Phnom Penh	プノンペン市
MPWT	Ministry of Public Work and Transport	公共事業運輸省
MRC	Mekong River Commission	メコン河委員会
NGO	Non-governmental Organization	非政府組織
NR	National Road	国道
NRP	National Resettlement Policy	国家住民移転政策
NSDP	National Strategic Development Plan	国家開発戦略計画
OD	Origin and Destination	起点・終点
PAPs	Project Affected Persons	非影響住民
PIP	Public Investment Program	公共投資プログラム
RAP	Resettlement Action Plan	移転行動計画
PRW	Provisional Road Width	暫定道路幅
ROW	Right of Way	道路公用地
S/W	Scope of Work	調査対象範囲
SEA	Strategic Environmental Assessment	戦略的環境アセスメント



## 事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

<p><b>1. 案件名</b> 国名：カンボジア国 案件名：住民移転のための環境社会配慮能力強化プロジェクト Project on Capacity Enhancement of Environmental and Social Considerations for Resettlement</p>
<p><b>2. 協力概要</b> <b>(1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述</b> カンボジア国（以下、「カ」国）内で開発事業に伴う住民移転の実務を担う経済財務省住民移転局職員の住民移転実施能力を向上させ、住民移転のプロセスに沿った系統的な実施細則等の整備支援を行うことで、「カ」国の運輸交通インフラ整備事業に伴う環境社会配慮の実施体制を強化することを目的とする。 <b>(2) 協力期間</b>：2010年4月～2012年3月（24ヶ月） <b>(3) 協力総額（日本側）</b>：2.41億円 <b>(4) 協力相手先機関（カウンターパート）</b><ul style="list-style-type: none"><li>・経済財務省住民移転局（Ministry of Economy and Finance: MEF、Resettlement Department: RD）</li><li>・公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport; MPWT）</li></ul><b>(5) 国内協力機関</b>：国土交通省 <b>(6) 裨益対象者及び規模</b><ul style="list-style-type: none"><li>・RD所属職員（約30名）：住民移転にかかる政策立案担当</li><li>・省庁間住民移転委員会（Inter-ministerial Resettlement Committee: IRC）メンバー</li><li>・MPWTの担当技術者（約5名）：IRCメンバーのうち、道路・橋梁建設工事に伴う住民移転実務の担当者</li></ul></p>
<p><b>3. 協力の必要性・位置付け</b> <b>(1) 現状及び問題点</b><ul style="list-style-type: none"><li>・「カ」国では、経済成長に伴い物流に対する需要が増加しており、一層の経済成長を促すためには運輸交通インフラの更なる整備が重要となっているが、その実施には環境社会配慮の確保が不可欠である。</li><li>・「カ」国で中央省庁が実施する公共事業に伴う住民移転は、MEF内に設置されているRDが一元的に対応しており、開発事業に伴う住民移転対応方針を検討する省庁間住民移転委員会（IRC）の事務局を担っている。なお、住民移転に係る実務はRD内の各担当課（二国間プロジェクト課、多国間プロジェクト課、政府プロジェクト課）が住民移転の実務を担当している。また、個別の開発事業で発生している住民移転に係る対応方針を検討する省庁間住民移転委員会（IRC）は、RDが事務局を担っている。</li><li>・「カ」国政府はMEFや関連省庁を通じた個別案件への対応を行いつつ、「収用法」の制定作業に加え、「開発事業に伴う社会的経済的影響への対応にかかる副法令」（以下、「副法令」という）（Sub-degree on Addressing Socio-Economic Impact Caused by Development Projects）の策定作業を行ってきた。同副法令が施行されれば、RDの所掌範囲が市や州が実施する開発事業まで拡大するため、住民移転にかかる政策立案を担うRD職員の能力向上と、系統的な実施細則等の整備を通じた環境社会配慮実施体制の強化が必要となっている。</li></ul><b>(2) 相手国政府国家政策上の位置付け</b><ul style="list-style-type: none"><li>・「カ」国政府は、四辺形戦略（Rectangular Strategy（2004年7月））において、安定した社会経済基盤の整備を通じた一層の経済成長を実現するために「運輸交通インフラの更なる整備」を重要な政策課題として位置づけてきた。また、2008年9月に表明された四辺形戦略フェーズ2（Rectangular Strategy for Growth, Employment, Equity and Efficiency Phase II）においても、引き続き「インフラの継続的な再整備と建設」が重要な政策課題として強調されている。</li><li>・2006年5月に国会承認された5ヵ年計画「国家戦略開発計画（National Strategic Development Plan: NSDP）2006-2010」において、「道路法の早期施行」や「農村道の整備」と並んで「道路建設事業に伴って発生する住民移転への適切な対応」を優先課題として掲げている。</li></ul></p>

### (3) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け

- ・カンボジア国別援助計画（平成 14 年 2 月、外務省）では、「カ」国に対する開発上の重点分野の一つに「社会・経済インフラ整備推進と経済振興のための環境整備」をあげ、「社会・経済インフラ整備のニーズは依然として高い」とし、「全国的視点に立った運輸・交通分野における支援を検討する必要がある」としている。
- ・また、JICA の援助方針では、分野横断的課題のうち環境に係る協力方針として「開発事業に伴う自然・社会環境に対する負の影響を回避・軽減するため、非自発的住民移転に代表される環境社会配慮の遵守は、人間の安全保障や関連するガイドライン等との整合性からも不可欠であり、JICA は、カンボジア政府の意識や能力の向上を促しながら、環境配慮の行き届いた持続可能な開発に資する協力を行う」としている。

## 4. 協力の枠組み

〔主な項目〕

### (1) 協力の目標（アウトカム）

#### ア 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

【目標】:

- ・経済財務省住民移転局（RD）の住民移転に関する能力が強化される。

【指標・目標値】:

- ・RD が住民移転を担当する案件のうち、新たに住民移転計画を策定する案件の 50%以上において、プロジェクトで作成したマニュアル類やその他の法・制度に基づく住民移転計画が立案される。
  - ・RD が住民移転を担当する案件のうち、実施中及び新たに開始される案件の 50%以上において、プロジェクトで作成したマニュアル類やその他の法・制度に基づく住民移転手続きが実施される。
- ※目標値については、プロジェクト開始 18 ヶ月以内に設定する。

#### イ 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

「目標」:

- ・カンボジア政府が、同国の法令を遵守した統一的な方法で住民移転に関する方針に基づいて移転を実施することができる。

「指標・目標値」:

- ・RD が住民移転を担当する案件のうち、道路セクター以外の公共事業案件の 50%以上において、プロジェクトで作成したマニュアル類やその他の法・制度に基づく住民移転手続きが実施される。
- ・苦情処理委員会が受理した全ての苦情が、カンボジアの苦情処理ガイドラインに基づいて処理される。

### (2) 成果（アウトプット）と活動、指標・目標値

#### ア 成果 0 : 「RD が実施する住民移転に関する活動の現状分析が行われる。」

「活動」

- ・ベースラインデータ（RD が実施する住民移転に関する活動の現状）を収集の上、検討、分析する。
- ・ベースラインデータの分析結果から把握した結果に基づいて、Project Design Matrix (PDM) の各指標を再定義・修正する。
- ・改訂した PDM に基づいて実施計画（Plan of Operation; PO）を修正・改定する。
- ・実施計画書案を JCC に提出し承認を受ける。

「指標・目標値」

- ・ベースラインデータ（RD が実施する住民移転に関する活動の現状）が収集、検討、分析され、その結果に基づいた実施計画書が作成される。

#### イ 成果 1 : 「指導者養成研修を通じて、受講者の能力が向上する。」

「活動」

- ・研修ニーズアセスメントを実施の上、その結果に基づいた研修計画およびプログラムを作成し、研修プログラムを実施する。
- ・実施した研修プログラムを評価し、必要に応じて修正する。



- ・ PDM と PO に基づいて進捗モニタリングを行う。
- ・ IRC と援助機関の間で行われる会合（IRC-JICA 定例会等）に出席する。

#### 「指標・目標値」

- ・ 研修終了時テストで、受講者の 80% が合格する。

### ウ 成果 2 : 「適切な住民移転手続きの計画手法が確立する。」

#### 「活動」

##### 【情報収集】

- ・ 関係者へのインタビューやインフラ地域統合テクニカルワーキンググループ (Infrastructure and Regional Integration Technical Working Group; IRITWG) といった援助協調会合等を通じ、住民移転に関する各援助機関の方針とガイドライン並びにカンボジアにおける事例につき情報収集し、分析する。
- ・ 第三国の住民移転に関する方針や事例を収集し(技術交流を行い)、その結果を分析する。

##### 【マニュアル等の作成・改訂】

- ・ ①住民参画 (Public Involvement; PI)、②住民移転実施計画 (Resettlement Action Plan; RAP)、③移転代替地の評価に関するマニュアル作成、④再取得価格調査 (Replacement Cost Study; RCS) の標準仕様書作成、⑤既存の苦情処理システム (Grievance Resolution System; GRS) のマニュアル改訂を行う。
- ・ 実際の現場作業で得られた教訓に基づいて、住民移転に係る各種マニュアルの改訂案を検討し、必要に応じ改訂を行う。

##### 【研修の実施】

- ・ PI、GRS、RAP、移転代替地評価に関する指導者養成研修を実施する。

#### 「指標・目標値」

- ・ 住民参画、苦情処理システム、住民移転実施計画、移転代替地の評価にかかるマニュアルおよび再取得価格調査の標準仕様書が作成される。
- ・ 指導者養成研修終了時テストで、受講者の 80% が合格する。

### エ 成果 3 : 「住民移転手続きに関する適切な調査手法が確立する。」

#### 「活動」

- ・ 詳細資産調査 (Detailed Measurement Survey; DMS)、住民意向調査 (Simple Survey; SS) に関するマニュアルを作成する。
- ・ DMS、SS に関する指導者養成研修を実施する。
- ・ 第三国を訪問し、住民移転に関する技術交換を行う。
- ・ PRS-WG を対象とした研修計画を作成する。

#### 「指標・目標値」

- ・ 詳細資産調査、住民意向調査に関するマニュアルが作成される。
- ・ 指導者養成研修終了時テストで、受講者の 80% が合格する。
- ・ PRS-WG を対象にした研修計画が作成される。

### (3) 投入 (インプット)

#### ア 日本側 (総額 2.41 億円)

- ・ 長期専門家: チーフアドバイザー／環境社会配慮 (24 人月)、住民参加型計画および開発 (24 人月)、研修管理／業務調整 (24 人月)
- ・ 短期専門家: 住民参加手法 (6 人月)、社会配慮手法 (12 人月)
- ・ 機材供与: データ処理用パソコン、記録用ビデオカメラ、測量機器 (トータルステーション) 等
- ・ 本邦研修: 計約 10 名 (5 名×2 回)
- ・ 在外事業強化費: 研修開催経費、研修実施に必要な資機材経費、マニュアル改訂経費、国内現場踏査出張旅費、第三国との技術交換出張旅費等

## イ カンボジア側

- ・カウンターパートの配置：常勤1名を含む計6名（主に経済財務省住民移転局、その他作業内容に応じて必要な人材が、専門家の要請に基づきRDの各部局から配置される）
- ・プロジェクト活動に必要な土地、施設、機材等の提供（MPWT 省内の専門家執務室、カウンターパート用執務室、研修用会議室等）

### （４）外部要因（満たされるべき外部条件）

#### ア 「成果」から「プロジェクト目標」に達する段階で発生する外部条件

- ・カンボジア政府の開発事業に対する住民移転に係る基本方針に大きな変化がない。
- ・収用法および「副法令」が施行される。
- ・RD職員の大幅な退職がない。

#### イ 「プロジェクト目標」から「上位目標」に達する段階で発生する外部条件

- ・IRCがプロジェクトの成果を道路セクター以外の分野への積極的な普及を推進する。
- ・IRCによって苦情処理システムにかかる事前説明を受けた住民が同システムに定められた適切な手順で苦情を提出する。
- ・RDによってPRS-WGを対象にした住民移転手続きに関する調査手法にかかる研修が実施される。

## 5. 評価5項目による評価結果

### （１）妥当性

本案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断される。

- ・本案件は、社会・経済インフラ整備事業に伴う住民移転の実施体制の強化を図ることで円滑な社会・経済インフラ整備の推進に寄与し、環境配慮に留意した持続可能な開発に資するものであり、相手国政府の開発政策である「国家戦略開発計画（2006年5月）」並びに「四辺形戦略フェーズ2（2008年9月）」や我が国の援助政策である「カンボジア国別援助計画」（平成14年2月、外務省）、「国別援助実施方針」（2009年4月、JICA）との整合性が高い。
- ・「収用法」の制定・施行に併せて、RDが関連する副法令の見直し作業及び住民移転のプロセスに沿った系統的な実施細則等の整備を実施することになっているため、同実施細則の整備支援を行う本案件は、ターゲットグループであるRDのニーズに合致しており、妥当性は高い。
- ・本案件のターゲットグループであるRDは、今後制定される予定の「副法令」の下、市や州が実施する開発事業に伴う住民移転まで所掌が拡大するため、適切なカウンターパートといえる。また、加えて、我が国には、道路・橋梁建設事業に伴う公共収用にかかる経験とノウハウの蓄積があり、本案件を実施する上での優位性も高い。

### （２）有効性

本案件は、以下の理由から有効性が見込まれる。

- ・本案件は、RDを中心とするターゲットグループが年間計画の策定し、実施・モニタリング・評価を一貫して実施することを通じて、RDの組織としての運営能力の向上が期待できる。また、RDが、本案件を通じて習得した住民移転手続きの計画手法、住民移転実施段階での調査手法を「カ」国内における実際の住民移転業務で活かすことにより、RDの実施能力向上が期待される。さらに、事業参加者の要望に応じて、国内外におけるいくつかの研修・技術交換等を組み合わせて実施することにより、RDの移転実施能力を効果的に強化することが可能となる。これらにより、プロジェクト終了時までには、目標の達成が見込まれる。

### （３）効率性

本案件は、以下の理由から効率的な実施が見込まれる。

- ・本案件は、住民移転にかかるRD職員の能力向上のために必要・最低限の投入（長期専門家3名及び短期専門家数名）及び2年間という短期間で実施するものである。
- ・本案件は、現在「カ」国が準備を進めている「収用法」及び「副法令」に基づいて能力向上を行うものであり、技術協力プロジェクトの成果が現実の移転業務と密接に関わっているため、効率良く事業を実施することが可能である。研修実施においては、実地でのOJTを中心に実施するよう考慮

されており、効率良く技術移転できる設計としている。

- ・本案件におけるカウンターパートのほとんどが、我が国の「カ」国における無償資金協力プロジェクトに従事した経験をもつため、円滑な事業への導入が予想される。また、「カ」国側がカウンターパート人事異動を想定していないこと、協力期間が2年間と比較的短いこと等から、同じ担当者が本事業に継続的に関与する可能性が極めて高い。

#### (4) インパクト

本案件のインパクトは、以下のように予測される。

- ・本案件のプロジェクト目標が達成された場合、上位目標である「カンボジア政府が、同国の法令を遵守した統一的な方法で住民移転に関する方針に基づいて移転を実施することができる」も達成する可能性が高い。その理由は、第一に道路セクター以外の関係者から本件の技術移転に対する大きな期待が表明され、本案件の成果が道路以外のセクター（例えば、電力、治水等）において利用される可能性が高いことが挙げられる。また、一部地方政府も本案件への実施に対して関心を示しており、本件の中で行われる OJT も、一部は地方において実際に実施される開発事業を題材として取り上げる予定である。これら OJT の成果を活かしつつ、本案件終了後も同成果が広範に普及する可能性が高いと考えられる。

#### (5) 自立発展性

本案件では、以下の要因により一定の活動・効果が持続していくことが見込まれる。

- ・本案件のカウンターパートである RD は、今後制定される予定の「収用法」及び「副法令」において、RD は「カ」国の収用業務を実施する唯一の中核的な組織となっており、その役割は重要性を増していくと考えられる。また、現在、中央省庁が実施する開発事業での収用事業において、系統立てて収用手順を規定した実施細則が未整備であるため、本案件により計画から実施段階までの実施細則が整備されることで、これを道路・橋梁建設以外（例えば灌漑建設、送電線敷設等）の公共事業においても適用し、継続的に利用する蓋然性は高いと考えられる。
- ・現時点では、地方州政府が実施する開発事業に対し、本案件の成果である実施細則が適用されるかどうかについては確証を得ていないが、「収用法」及び関連する副法令の整備が進み、RD の役割が強化され、また RD が他分野や地方州政府に対する指導研修を行うことによって、実施機関が普及のメカニズムを維持できる見込みは高い。

### 6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

- ・本案件は、大規模な自然及び社会環境の改変を伴う内容ではなく、よって環境に対する負の影響はほとんど生じないことが想定される。

### 7. 過去の類似案件からの教訓の活用

- ・過去に類似の技術協力プロジェクトはない。

### 8. 今後の評価計画

- (1) 2010年5月 ベースライン調査（予定）
- (2) 2011年10月 終了時評価
- (3) 2015年5月 事後評価



# 第1章 詳細計画策定調査の概要

## 1-1 要請の背景

カンボジア国（以下、「カ」国）では、これまでの順調な経済成長に伴い、物流に対する需要が増大の一途を辿っている。「カ」国政府は、安定した社会経済基盤の整備を通じた一層の経済成長を実現する為、四辺形戦略において「運輸交通インフラの更なる整備」を政策課題の一つに位置づけ、国家戦略開発計画（National Strategic Development Plan; NSDP）においても、同重要性を強調している。

かかる運輸交通インフラの改善を迅速かつ適切に実現するためには、環境社会配慮の確保が大前提となる。「カ」国政府は経済財務省（Ministry of Economy & Finance; MEF）や関連省庁を通じた個別案件の対応を行うと同時に、「住民移転政策にかかる省令」（Sub-degree on Addressing Socio-Economic Impact Caused by Development Projects）の法制化に向けた政策的な活動を行っている。

「カ」国政府が実施する公共事業で発生する住民移転は、MEF 内に設置されている住民移転局（Resettlement Department; RD）が一元的に対応しており、我が国の資金協力を担当する「二国間・カンボジア政府班」と「ADB・WB（マルチドナー）班」が具体的な事業を扱っている。また、RD は、具体的なインフラ整備事業の実施機関（道路建設事業の場合は公共事業運輸省）や地方行政機関の代表者で構成する省庁間住民移転委員会（Inter-ministerial Resettlement Committee; IRC）の事務局機能を担い、同委員会が機能することで、「カ」国における住民移転の実施促進が図られている。

運輸交通インフラ整備事業における環境社会配慮体制を強化する観点から、住民移転を担当する RD 職員の能力強化と、「住民移転政策にかかる省令」の法制化に向けた政策的な取り組みの実務面からの下支えとなる統一的かつ論理的な実施細則等の整備が急務となっている。

かかる背景から、「カ」国政府よりわが国に対し、経済財務省を中心とした関連政府機関による住民移転政策の改善に資する技術支援の要請が提出された。「カ」国政府から要請された技術協力プロジェクトの協力要請の背景、内容を詳細に確認し、先方政府関係機関との協議を経て、当該プロジェクトの協力計画（案）を策定する詳細計画策定調査を実施する。

## 1-2 調査の目的

主に、以下4点の目的をもって、調査を実施する。

- (1) 想定される投入の規模や活動、成果や目標の達成見込みといった点について、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性）の観点から、プロジェクトの実施の必要性を調査すること。
- (2) プロジェクト目標、成果、活動、投入、制度の枠組み（予算や職員）、協力期間や裨益対象といったプロジェクトの枠組みについて、議論し合意すること。
- (3) プロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix; PDM）やプラン・オブ・オペレーション（Plan of Operation; PO）といった協力の枠組みに基づき、協力期間全体の実施スケジュール案を検討すること。
- (4) 調査結果を協議議事録（Minutes of Meeting; M/M）にまとめ、合意し署名交換すること。

## 1-3 調査団構成

No	担当	氏名	所属
1	団長/総括	小林 雪治	JICA カンボジア事務所次長
2	副総括	小泉 幸弘	JICA 経済基盤開発部運輸交通・情報通信第一課長
3	環境社会配慮 I	宮崎 明博	JICA 審査部環境社会配慮審査第一課調査役
4	環境社会配慮 II	山下 晃	JICA 経済基盤開発部運輸交通・情報通信第一課
5	公用地管理	黒川 誠司	首都高速道路株式会社東京建設局大橋建設グループ

6	評価分析	小野澤 雅人	株式会社ピオニエ・リサーチ
7	協力企画	森畑 真吾	JICA カンボジア事務所

#### 1-4 日程

月日	曜日	行程
2009年 10月12日	月	プノンペン着
10月13日	火	JICA カンボジア事務所打合せ 省庁間住民移転委員会 (IRC) との個別協議
10月14日	水	公共事業運輸省との個別協議 IRC-JICA 定例会参加
10月15日	木	IRC ワーキンググループとの個別協議 土地管理・都市計画建設省 (Ministry of Land Management Urban Planning, & Construction) へのヒアリング
10月16日	金	世界銀行 (World Bank) へのヒアリング 環境省 (Ministry of Environment) へのヒアリング
10月17日	土	資料整理
10月18日	日	資料整理
10月19日	月	在カンボジア日本国大使館表敬 水資源気象省へのヒアリング
10月20日	火	Municipality of Phnom Penh (MPP)へのヒアリング Council for the Development of Cambodia (CDC) へのヒアリング Electricité du Cambodge (EDC) へのヒアリング
10月21日	水	Shanti Volunteer Association (SVA) へのヒアリング 団内打合せ
10月22日	木	PCM ワークショップ (終日)
10月23日	金	ミニッツ (PDM, PO 等) 準備
10月24日	土	資料整理
10月25日	日	ミニッツ (PDM, PO 等) 案にかかる団内打合せ
10月26日	月	公共事業運輸副大臣 (H. E. Tauch Chankosal)、経済財務省次官 (H. E. Nhean Leng) との合同協議 アジア開発銀行 (ADB) へのヒアリング
10月27日	火	ミニッツ (PDM, PO 等) 準備
10月28日	水	ミニッツ協議 ミニッツ署名交換
10月29日	木	帰国

#### 1-5 主要面談者

##### [MEF]

H. E. Nhean Leng Under Secretary of State, Chairman of IRC  
 Dr. Chhorn Sopheap Director of Resettlement Department (RD)  
 Mr. Im Sethyra Deputy Director of RD  
 Mr. Sim Samnang Deputy Director of RD  
 Mr. Ben Daramony Chief of Bilateral Cooperation, RD  
 Mr. Heng Hong Lim Deputy Chief of Bilateral Cooperation, RD  
 Mr. Pal Chhan Deputy Chief of Bilateral Cooperation, RD  
 Mr. Hiv Panhavuth Chief of Administration & Finance Office, RD  
 Mr. Pich Socheata IRC Working Group NR-1

##### [MPWT]

H. E. Tauch Chankosal Secretary of State

Mr. Chhim Phalla            Inspector  
 Mr. Kong Sophal            Public Works Research Center, IRC Working Group NR-1  
 桑野 忠生                    建設の品質管理強化プロジェクト（チーフアドバイザー/道路建設・維持管理）

**[Ministry of Land Management Urban Planning, & Construction]**

H.E. Dr. Ou Vuddy            Permanent Deputy Director General of General Secretariat of Council of Land Policy  
 Dr. Beng Hang Socheat Khemro    Deputy Director General, General Dept.

**[World Bank]**

Ms. Nil Vanna                    Social Development Specialist

**[Ministry of Environment]**

Dr. Beng Hang Socheat Khemro    Deputy Director General, General Dept.

**[在カンボジア日本国大使館]**

黒木 雅文                    特命全権大使  
 大總 学                      二等書記官

**[Municipality of Phnom Penh]**

Mr. Moeung Sophan            Deputy Director, Department of Public Works and Transport

**[Council for the Development of Cambodia]**

Ms. Heng Sokun                Director, Bilateral Aid Coordination Dept  
 正木 幹生                    援助調整アドバイザー

**[Ministry of Water Resources and Meteorology]**

Mr. Than Phalleap              Resettlement Unit  
 Mr. Tauch Ang                Resettlement Unit

**[Electricité du Cambodge]**

Mr. Mao Visal, E.Eng            Head Office, Social, Environment and Public Relation

**[Shanti Volunteer Association]**

手束 耕治                    プロジェクト・マネージャー

**[Asian Development Bank]**

Ms. Karin Schelzig Bloom        Social Sector Specialist  
 Ms. Sokha Ouk                Social Safeguard Officer

**[JICA カンボジア事務所]**

鈴木 康次郎                    JICA カンボジア事務所長  
 野中 博之                    JICA カンボジア事務所企画調査員（都市生活環境改善／インフラ・環境社会配慮）  
 Mr. Seak Pengkeang            JICA カンボジア事務所ナショナルスタッフ

## 第2章 詳細計画策定調査対処方針案

### 2-1 カンボジアにおける住民移転の現状

(1) カンボジア王国概況（2009年7月現在、外務省 Web サイトに基づく）

ア. 一般事情

国名：カンボジア王国 (Kingdom of Cambodia)  
 面積：18.1 万平方キロメートル（日本の約 2 分の 1 弱）  
 人口：13.4 百万人（2008 年政府統計）  
 首都：プノンペン  
 民族：カンボジア人（クメール人）が 90%、その他ベトナム人、華人、チャム族等  
 言語：カンボジア語（クメール語）  
 宗教：仏教（一部少数民族はイスラム教）



## イ. 政治体制・内政

政体：立憲君主制

元首：ノロドム・シハモニ国王（2004年10月即位）

国会：二院制（上院全61議席、国民議会（下院）全123議席）

政府：人民党（第一党）及びフンシンペック党（第四党）による連立政権

## ウ. 経済

産業：観光・サービス（GDPの41.8%）、農業（GDPの34.4%）、鉱工業（GDPの23.8%）

GDP：約110.2億米ドル（2008年）

一人当たりGDP：710米ドル（2008年）

物価上昇率：20.0%（2008年、IMF資料）

通貨・為替レート：リエル（1米ドル＝約4,057リエル、2008年平均）

## エ. 経済協力

日本の援助実績：

1) 有償資金協力 約241億円（2008年度までの累計）

2) 無償資金協力 約1,284億円（2008年度までの累計）

3) 技術協力 約471億円（2007年度までの累計。2008年度は集計中。）

DAC内主要援助国（2007年支援額）（単位：百万ドル。出典：DAC2007）：

日本（113.6）、米（87.2）、独（37.6）、仏（35）、豪（27.7）

### （2）社会基盤整備の現状

第一次及び第二次インドシナ紛争に続き、クメール・ルージュによる内戦を経たカンボジアの社会基盤は壊滅的な被害を受けた。和平合意後の復興期から、運輸交通分野や農業灌漑施設などを中心とした整備が進められてきたが、カンボジアが自立的な経済発展を遂げるためには、依然として十分なレベルには達していない。

かかる背景から、カンボジアでは官民のあらゆるレベルで社会基盤整備が推進されている。このうち、非自発的住民移転や各国ドナーからの国際協力の観点で関わりが深い、比較的に規模の大きな社会基盤整備を受け持つ中央省庁とその分野について、表-2.2.1に取りまとめる。また、とくに日本の協力と関わりが深く、慎重な環境社会配慮が求められる分野について補足的な説明を付す。

表-2.2.1 カンボジアの社会基盤整備概況

中央省庁等	社会基盤整備の内容
公共事業運輸省 Ministry of Public Works and Transport (MPWT)	道路・橋梁（国道） 港湾（シハヌークビル自治港等） 鉄道 飛行場 下水道
鉱工業エネルギー省 Ministry of Industry, Mines and Energy (MIME)	水力発電 火力発電 鉱物資源開発 地方給水 送電線（カンボジア電力公社 EDC）
水資源気象省 Ministry of Water Resources and Meteorology	河川構造物（護岸等） 灌漑施設
農村開発省 Ministry of Rural Development	地方道路 地方インフラ
郵電省 Ministry of Post and Telecommunications (MPTC)	光ファイバー通信（テレコムカンボジア TC）
プノンペン特別市 Municipality of Phnom Penh (MPP) シエムリアップ特別市 Municipality of Siem Reap	洪水防御・廃水改善 都市内交通 固体廃棄物処分場 上水道



ア. 公共事業運輸省

(ア) 道路・橋梁

依然として一桁国道の改修が必要な状況にある一方、周辺国の国境へ通じる二桁国道を中心にした改修事業も実施されている。また、メコン河やトンレサップ川のような大きな河川を渡河する橋梁事業にも取り組んでいる。復興期以降、世界銀行、ADB、日本を中心とした協力が重点的に実施されてきた分野であるが、近年は中国、韓国、タイ、ベトナムなどの振興ドナーによる足回りの早い事業が増加傾向にある。

わが国は、カンボジア国内で初めてメコン河を渡河したメコン架橋（きずな橋）の建設をはじめ、国道6A号線、国道7号線等への支援を行い、2000年以降においてはカンボジアの東西を結ぶ国土軸である国道一号線に対する支援を継続的に実施している。

道路改修・建設事業はカンボジアの経済発展における最重要項目である一方、沿線住民に対する環境社会配慮、とくに非自発的住民移転の適切な実施が求められている。

図-2.2.1にカンボジアの主要な道路網整備にかかる概況図を示す。



### (イ) 港湾

港湾分野は港の拡幅や大規模な土地取得を必要とする SEZ 開発など、環境社会配慮との関わりが深いセクターである。カンボジアには、国際貿易港として外洋に面したシハヌークビル港とトンレサップ川に面したプノンペン港（河川港）があり、ともに 1998 年に公共事業運輸省所轄の自治港として独立採算経営を行なっている。

シハヌークビル港は 1961 年にフランスの援助によって突堤式栈橋 2 基、4 バース（水深 9m）で開港したが、1969 年には延長 350m、水深 7.5m の雑貨用岸壁が建設された。その後 1999 年に日本の援助により延長 240m（埋立 60,000m<sup>2</sup> を含む）のコンテナ埠頭の整備と航路・泊地の水深 9m までの増進工事が行なわれ、2005 年に完成した。2004 年からはさらに 160m 延伸し、全長 400m（水深 9m）のコンテナターミナルが 2006 年に完成した。今後も、港周辺における経済特別区（SEZ）開発を含む円借款事業が予定されている。

プノンペン港は、メコン河の合流点から 3km 程度上流のトンレサップ川に位置している。全長 300m、エプロン幅 20m のコンテナを扱う No. 1 バースと日本とフランスの無償援助で整備された旅客用 2 基のポンツーンによる No. 2 バースから構成される。



図-2.2.2 シアヌークビル港の開発と環境社会配慮のイメージ

### (ウ) 鉄道

カンボジアの鉄道は 1929 年に建設が開始され、1942 年に全線開通した北線と 1960 年に建設された南線が現存する。プノンペンを基点に、北線はタイ国境近くのポイペトまでの延長約 388km、南線はシハヌークビルまでの約 264km となっている。北線は 1943-61 年までの間に限りバンコクまでつながっていたが、その後シソポンーポイペト間の約 48km は内戦時に破壊され、現在はミッシングリンクとなっている。

鉄道駅は北線で 49 駅、南線で 27 駅あるが、内戦時に破壊されたために現在使用されている駅は非常に少なく、北線で 9 駅、南線では 5 駅（ともにプノンペン駅を除く）に留まっている。両線とも全線区が単線で、行き違いできる駅は北線で 7 駅、最大駅間距離は 58km、南線では 5 駅、最大駅間距離は 74.5km となっている。閉塞装置、信号装置及び固定通信設備はなく、運行は指令と駅長との無線機による連絡で行なわれている。

内戦終了後、93-95 年に ADB の支援により緊急リハビリ工事が行なわれ、両線の軌道、橋梁、排水システムなどの改修及び車両の修理、プノンペン駅の改良が行なわれた。また 2001-03 年にはやはり ADB の支援により洪水被災緊急対策工事が北線 35km、南線はシハヌークビル近くの橋梁、排水システムの改良が行なわれた。

日本としての直接的な鉄道分野に対する支援は行われておらず、ADB が積極的にリハビリを推進している。鉄道リハビリ事業の、とくにプノンペン市内については、相当規模の住民移転が想定されており、その適切な実施が課題となっている。

### (エ) 飛行場

カンボジアでは 11 の空港と 15 の飛行場が建設されてきたが、継続的に定期便が就航しているのはプノンペン及びシェムリアップの国際空港のみである。シハヌークビル空港も、チャーター便の就航や航空機事故に伴う空港閉鎖を経て、再び国際線を含む定期便の就航を目指して整備が進められている。ラタナキリ空港は、過去に定期便やチャーターフライトが実施されていたが現在は利用

されていない。

シハヌークビル空港の延伸、シェムリアップ空港の移転、地方空港の整備などの計画があるものの、具体的な建設の段階にまでは至っていない。



図-2.2.3 延伸中のシアヌークビル空港

#### イ. 鉱工業エネルギー省

##### (ア) 水力発電施設

中国企業による BOT やベトナム電力公社の支援を受けて、メコン河流域やカルダモン山系などにおけるダム建設が実施されている。とくに、カンボジア東北部のセサン・セコン・スレポック川流域では、少数民族の生活を脅かす開発事業として、ダム開発に対する厳しい市民社会の監視の目が注がれている。

##### (イ) 送電線

独立公社の EDC (カンボジア電力公社) が事業主となって、各発電施設や越境電力のグリッドをつなぐ送電事業を実施している。ベトナムからの送電線事業には、ADB、世銀、旧 JBIC などの協調融資が行われた案件もあり、送電線下の住民移転について詳細な住民移転計画が立てられている。

#### ウ. 水資源気象省

##### (ア) 灌漑関連施設

基幹産業である農業を支える灌漑施設の整備は、カンボジアの経済発展における重要な役割を果たす。農業用水確保を目的としたダム、大規模水門、用水路などの整備が実施されており、日本の援助分野における重点項目の一つとなっている。

##### (イ) 河川構造物

洪水防御を目的としたプノンペン市周辺の堤防や、堤防機能を兼ね備えた盛土道路の整備が実施されている。2000 年大洪水の緊急対策として実施されたプノンペン北部の Kob Srov 堤防改修事業 (ADB 融資) は、住民移転が実施されている。

#### エ. プノンペン特別市

プノンペン市では以下のような社会基盤整備が実施されている。

- ①洪水防御・排水改善プロジェクト (日本国無償、ADB 等)
- ②市内橋梁整備 (民間、陸軍等)
- ③廃棄物処分場 (自国資金)
- ④浄水場整備及び上水事業 (日本国無償・有償、フランス、ADB 等)

①のフェーズ I 事業では、改修した水路沿いを中心に住民移転が発生している。また、スラムの強制移住等で国際的な関心が高い民間開発も行われている。主なものは以下のとおり。

- ①コピック島開発事業
- ②CamKo シティ建設事業
- ③ボンカック湖開発事業

とくに③については、既存の湖をメコン河の川砂で埋め立てる事業で、移転を余儀なくされる周囲の住民による抗議が行われている。



図-2.2.4 ボンカック湖開発計画サイト

### (3) 非自発的住民移転の現状

#### ア. 背景

土地収用はカンボジアの憲法（1993年）にも謳われた行政手段であるが、一方で道路や線路などの公用地幅は1999年の省令公布まで明確にされていなかった。かかる現状からアジア開発銀行（ADB）、世界銀行（WB）、日本政府等が支援する開発事業では、各ドナーが定めたガイドラインや政策に則った住民移転の実施が被援助国側に求められており、カンボジア政府も政策過渡期のstopgap measureとしてドナー主導の方針に柔軟な姿勢を見せながら、平行して国内の法制度整備に取り組んでいる。

カンボジア政府が、補償を伴う「住民移転（Resettlement）」の概念を初めて取り入れた事業は、1990年代後半に実施された「メコン架橋建設計画（きずな橋）」（日本国無償資金協力）と「国道一号線改修（ネアックルン〜バベット）」（ADBローン）である。カンボジア政府はADBの国道一号線改修事業を契機に、国家レベルの開発事業に伴う非自発的住民移転を実施する省庁間住民移転委員会（Inter-Ministerial Resettlement Committee, IRC）を経済財務省（Ministry of Economy and Finance, MEF）内に設立し、プロジェクトベースで事業実施主体（公共事業運輸省など）を取り込んだ省庁間委員会を組織した。さらに、常設の住民移転局（Resettlement Department）がMEFの一組織として設置された。カンボジア政府は住民移転政策を開発事業のフロントラインと位置づけ、土地収用法及び国家住民移転政策（National Resettlement Policy, NRP）副法令の成立に注力している。

日本政府も道路・橋梁建設を中心とした経済基盤整備をカンボジアに対する経済協力の柱と捉え、主要幹線道路の改修を軸とする積極的なインフラ事業の展開を図っている。同様にADBや世界銀行、さらには新興ドナーと呼ばれる、中国、韓国、タイ、ベトナムなども非自発的住民移転を伴う大規模インフラ整備に参入している。こうした事業主体の種別に関らない共通した国家の住民移転政策の制定とこれに基く適切な住民移転の実施が、インフラ事業の円滑な実施を促進する為の喫緊の課題となっている。

#### イ. 土地及び住民移転に関連する法制度

フランスによる私的土地所有の概念が持ち込まれる以前、国土は王に属すものとされていた。個別の権利は土地を使用している者に対して認められたため、農地に関して言えば耕作を継続することが農地の所有に繋がり「鋤による獲得」原則と呼ばれた。この近代的土地所有権と「鋤による獲得」の共存は、土地所有を完全否定したポルポト政権時代と人民革命党政権時代（1979-1989）を除いて、原則的に継続されている。

#### (ア) 旧土地法（1992年）

旧土地法の第一条及び第二条に、以下の要点が明記された。

- 1) 土地は国家のものであること
- 2) 1979年（クメールルージュ政権崩壊の年）以前の土地所有権を認めないこと
- 3) カンボジア国民が土地を所有し使用する権利の確保と継承権

(イ) 改正憲法（1993年）

改正憲法の第 44 条 に、以下の要点が明記された。

- 1) 法的に実態のあるカンボジアの法人やカンボジア市民権をもつ自然人が土地の所有権を有すること
- 2) 法に基づいた公共の福祉に際して、前持った公正で適切な補償の下に政府が土地を没収すること

(ウ) ROW に関する Prakas（1999 年 9 月）

フンセン首相の署名（通常 Prakas は各省大臣の署名）で公布された土地の不法占拠に関する Prakas において、国道 1, 4, 5 号線で片側 30m、それ以外の一桁国道と二桁国道で 25m、州道と地方道では、それぞれ 20m と 15m の ROW が、改めて宣言された。ただし、これらの ROW は人口密集地においては適用されないと注釈がつけられている。

(エ) 新土地法（2001 年 8 月）

1992 年の土地法は ADB などの支援を受けて 2001 年に改定された。この新しい土地法の第 30 条で、新土地法公布前に 5 年を下回らない占有事実を証明できれば、その者に土地の所有を認めることが明記された。

また第 39 条では、「土地登録証明書」の所有者が正規の土地所有者としながらも、証明書の発行が行政サービスの不備から進んでいないため、土地所有の申請書（所有権取得申請書）を暫定的な証明書とし、これに基づく土地取引を肯定している。正式な土地所有権利書を持つ住民は数%、地方農民などで申請書を含む土地所有を証明するための公的な書類を有する割合は、25%（1999 年時点）とされている。

(オ) 住民移転政策サブデクリー（副法令）

国家住民移転政策（National Resettlement Policy, NRP）の検討が、2000 年頃から ADB の支援で実施され法制化の手続きがとられたが、他の法律等との兼ね合いから不成立となった。その後 2004 年に再び ADB が Technical Assistance (TA4490) をカンボジア政府と実施し、2005 年からサブデクリー（Sub-decree on Addressing Socio-Economic Impact Caused by Development Projects）として住民移転政策の法制化を目指している。ただし、同様に検討中の土地収用法（Land Expropriation Law）の成立を待たないとサブデクリーが機能しないことから、承認時期は依然として不明瞭である。

ウ. 日本の協力と住民移転

カンボジアで実施されてきた日本国政府開発援助には、住民移転を伴うインフラ事業が含まれる（表-2.3.1）。また、カテゴリーBの事業でも、小規模な住民移転を含む道路橋梁改修や、水力マスタープランのように分野として市民社会からの関心が高い事業も実施している。

表-2.3.1 環境社会配慮の事業事例

プロジェクト名称	終了年次	スキーム	備考
国道 7 号線・メコン架橋	2000 年	無償資金協力	住民移転
プノンペン市洪水防御・排水改善	2004 年	無償資金協力	住民移転
国道一号線改修計画	実施中	無償資金協力	住民移転
廃棄物処分場計画	中止	無償資金協力	カテゴリーA
シハヌークビルマスタープラン	実施中	開発調査	カテゴリーA→B
プノンペン首都圏環状道路計画	実施中	開発調査	カテゴリーA→B
第二メコン架橋建設計画	実施中	無償資金協力（未定）	カテゴリーA

(ア) プノンペン市洪水防御・排水改善プロジェクト

プノンペン市内の排水改善と洪水防御を目的とした無償資金協力事業（E/N 限度額 20.56 億円）で、プノンペン市公共事業運輸局を C/P として実施された。2002 年 12 月から 2004 年 8 月まで、既存の排水路を改修して末端に排水機場を建設する工事を中心に実施された。

この事業では、現行 JICA 環境社会配慮ガイドラインでカテゴリーA案件に相当する住民移転が実施された。水路改修に伴う住民移転が発生し、カンボジア政府側による住民移転が実施された。

(イ) カンボジア国道一号線（プノンペンーネアックルン区間）改修計画

プロジェクト目標：	プノンペンーホーチミン市間の人および物の流通が改善される
対象地域：	国道一号線（プノンペン市、カンダール州）の延長 55.98km
先方政府機関：	公共事業運輸省（実施機関）、経済財務省・省庁間住民移転委員会（住民移転担当機関）
主たる事業内容：	道路改修、PC 桁橋梁 3 橋、カルバート 8 箇所、排水施設、法面对策、軟弱地盤対策など
被影響世帯：	約 4,200 世帯（約 350 世帯が移転。残りはセットバック、果樹、塀・門・井戸等の移転）
総事業費：	約 81.94 億円（日本側負担 75.62 億円、カンボジア側負担 6.32 億円）

(ウ) 第二メコン架橋建設計画

プロジェクト目標：	ネアックルンにおいて、道路交通によるメコン河渡河が可能となる
対象地域：	ネアックルン（国道一号線メコン河渡河地点）、カンダール州及びプレイベン州
先方政府機関：	公共事業運輸省（実施機関）、省庁間住民移転委員会（移転補償担当機関）
設計規模：	航路高さ 37.5m、主橋梁部 600m、主径間 320m、全長（取り付け道路含む）5,420m
環境社会配慮：	・ 現行フェリーによる輸送量が 4,548PCU/日の交通量に達する前に橋梁が供用されるよう、交通量を調査しながら適切な実施時期について検討する必要がある ・ 移転補償方針についてカンボジア側から明確な方針が示されている必要がある ・ 環境影響評価（EIA）報告書の作成と環境省による認可を受ける必要がある

エ. 他ドナーの実施状況

(ア) 世界銀行（WB）

世界銀行は以下のようなセーフガード・ポリシーを、業務政策(Operational Policy, OP)として策定している。

- ・ 環境アセスメント (OP 4.01)
- ・ 自然生息地 (OP 4.04)
- ・ 害虫管理 (OP 4.09)
- ・ 先住民族 (OP 4.10)
- ・ 物質的文化資源 (OP 4.11)
- ・ 非自発的住民移転 (OP 4.12)
- ・ 森林 (OP 4.36)
- ・ ダムの安全管理 (OP 4.37)、
- ・ 国際水路 (OP 7.50)
- ・ 紛争地域 (OP 7.60)

このうち、OP 4.12が非自発的住民移転に関する政策で、そのAnnex及び業務手続（Bank Procedure, BP）BP 4.12と補完関係にある。世界銀行の貸付金及び融資金を使ってプロジェクトを計画及び実施する場合、貸付国／受益者が行う環境アセスメントは世界銀行の環境アセスメントに関するオペレーションマニュアル及び環境ガイドラインに従う。

OP/BP 4.12 (2001) では、住民移転の回避、回避できない場合には生活レベルが移転前以上になるように配慮するなどの原則論が取りまとめられている。

(イ) アジア開発銀行（ADB）

ADBの非自発的住民移転に関する手引書は2003年のOM Section F2/BP (Operations Manual Bank Policy)で、基本原則は世界銀行のOP/BPに準拠している。このOP/BPでは、再取得価格での補償が明確に謳われている。

(ウ) 新興ドナー

カンボジアのインフラ事業において、新興ドナー（中国、韓国、タイ、ベトナム）の進出がめざましく、とくに中国の借款供与額は2006年以降群を抜いている。新興ドナーには、世銀、ADB、JICAのような環境社会配慮ガイドラインや非自発的住民移転の政策等がないため、カンボジア政府の責任の下に住民移転が実施される。国道7号線改修（中国借款）では、移転が完了していない家屋の周りで工事を開始する事例や、道路沿線の立木を焼き払う事例が報告されている。ドナーの違いによる環境社会配慮や住民移転政策の齟齬は、住民移転サブデクリー等の関連法令の整備により解消されるべき将来的な課題である。

(4) 住民移転に関連する組織・体制

ア. 経済財務省 (Ministry of Economy and Finance; MEF)

経済財務省の機能と役割を定めた 2000 年 1 月 20 日付けの政令 (AnukretNo.04/ANK/BK) により、経済財務省は 15 の局 (Departments) の構成とされていたが、その後、予算・財政局 (Budget and Finance Department) を、2 部署 (予算局 Budget Department と財務関係局 Financial Affairs Department) に分割し、非税収入局 (Non-tax Revenue Department) が設立され、当時の経済予測分析局 (Analysis and Economic Projection) が経済計画ユニット (Economic Planning Unit) との統合により、経済・公共財政政策局 (Economic and Public Finance Policy Department) に改称された。

調査時点で、経済財務省は 3 の総局 (General Department)、17 の局 (Department) に加えて、省職員としての基礎的な能力向上の機会を提供する研究所 (Institute) という構成から成り立っている。経済財務省内に存在する各局名は以下のとおり。

大臣	H. E. Keat Chhon	Deputy Prime Minister
副大臣 Secretary of State	H. E. Ouk Rabun	
	H. E. Dr. Aun Porn Moniroth	
	H. E. Kong Vibol	
	H. E. Dr. Chea Peng Chheang	
	H. E. Ou Bunlong	
	H. E. Bun Sam	
次官 Undersecretary of State	H. E. Dr. Gny Tayi	
	H. E. Srun Dara	
	H. E. Nhean Leng	Resettlement
	H. E. Ly Eam Lak	
	H. E. Soung Meng Kea	
長官 Secretary General	H. E. Dr. Hang Chuon Naron	
副長官 Deputy Secretary General	H. E. Vongsey Vissoth	
	H. E. Chou Kimleng	
	H. E. Chou Vichith	
	H. E. Dr Hean Sahib	

税務総局	General Department of Tax Department
関税総局	General Department of Customs and Excise
国庫総局	General Department of National Treasury
経済民間資金政策局	Economic and Public Finance Policy Department
投資協力局	Investment and Cooperation Department
経営財務局	Administration and Finance Department
非税歳入局	Non-tax Revenue Department
金融産業局	Financial Industry Department
予算局	Budget Department
財務局	Financial Affairs Department
地方財務局	Local Finance Department
内部監査局	Internal Audit Department



総検査局	General Inspectorate Department
国有財産局	State Property Department
公共調達局	Public Procurement Department
人事局	Personnel Department
法務局	Legal Affairs Department
経済統合 ASEAN 局	Economic Integration and ASEAN Department
IT 局	IT Department
住民移転局	Resettlement Department
経済財務研究所	Economics and Finance Institute

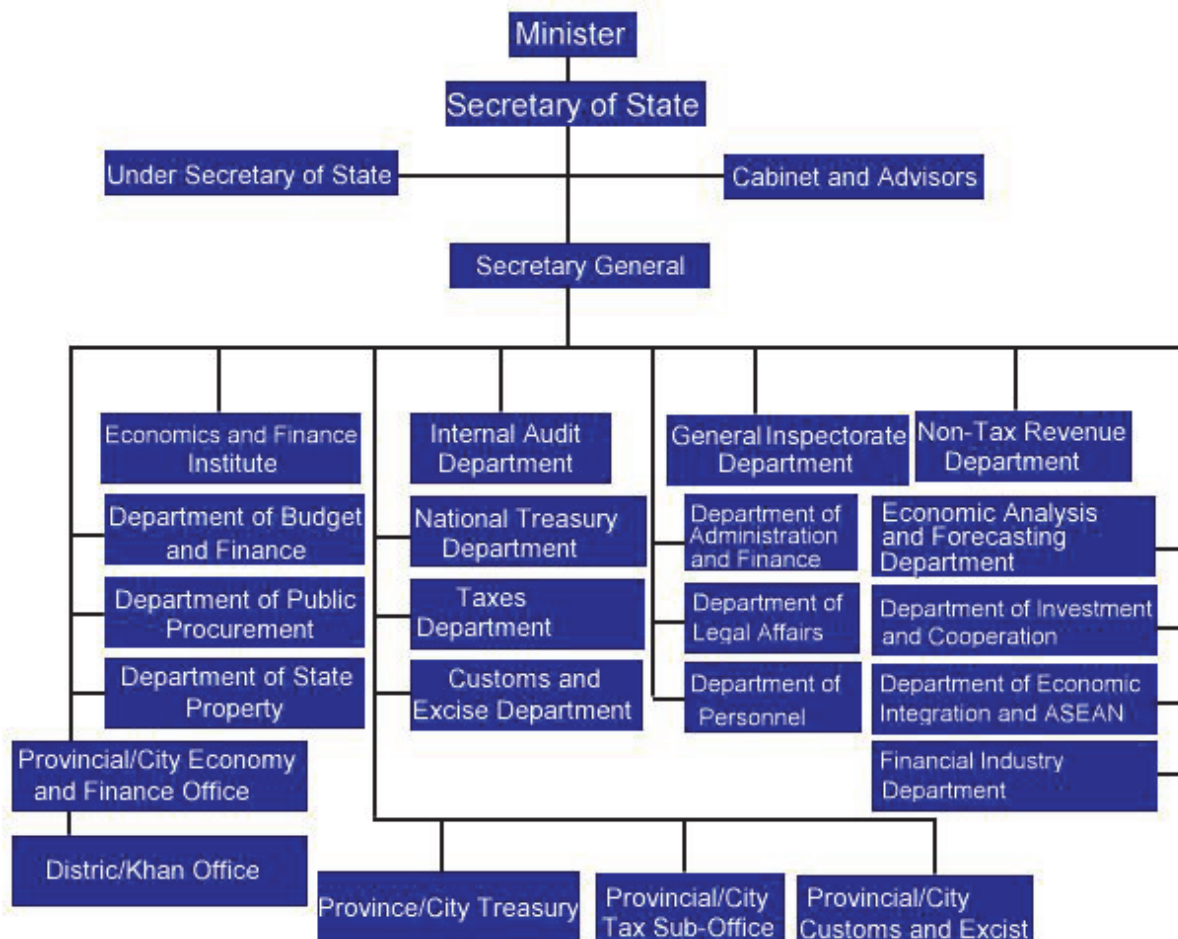


図-2.4.1.1 経済財務省の組織構造

イ. 省庁間住民移転委員会（IRC）と経済財務省住民移転課（RD）

（IRC-RD：Inter-ministerial Resettlement Committee - Resettlement Department）

IRCはADB事業（国道一号線C2区間：ネアックルン～バベット）に際して、1999年に経済財務省（ローン締結窓口）内に事業の実施促進部門として設置された省庁間委員会である。通常、移転補償政策や予算を担当する経済財務省の職員と個別事業の実施機関（公共事業運輸省等）の職員を中心に構成される。

その後、2005年1月に公布されたPrakas（No.048 SHV BrK、Keat Chhon大臣署名、【巻末資料-4】）で、各IRCの事務局機能と移転補償費の執行促進を担う住民移転ユニット（Resettlement Unit, RU）が経済財務省内に設置された。RUは関連省庁（公共事業運輸省、環境省、水資源気象省等）の協力の下、住民移転計画（RAP）を実施するWorking Groupを組織するようIRCに要求することができる。PrakasのArticle 4によるRUの職務は以下のとおり。

- ADB、世銀、各国際援助機関、二国間協力機関のプロジェクトによって影響を受ける人々のための、被影響資産にかかる政策準備および実施に参加する
- ドナー及び政府によって承認された被影響資産にかかる政策実施の調査とフォローアップ

に参加する

- 州政府関係者やドナーなどとの協議に参加する
- 政府の資金を使った被影響住民の移転に参加する
- 年刊、季刊等の報告書を作成し省や政府のチェックと助言を受ける

RU はプロジェクトのファンドに応じて「日本を含む二国間事業及びカンボジア政府自身の事業 (Bilateral & RGC)」を担当する課と、「ADB と世界銀行の事業 (Multilateral)」を担当する課にわかれ、両課の予算を総務・財務課 (Administration & Finance) が監理している。RU は 2008 年に住民移転局 (Resettlement Department, RD) に昇格し、経済財務省内に設置された 20 の局 (3 つの General Department / 総局を含む) の一つに組み入れられた。

図-2.1 に、IRC を中心とした組織の概念図を示す。

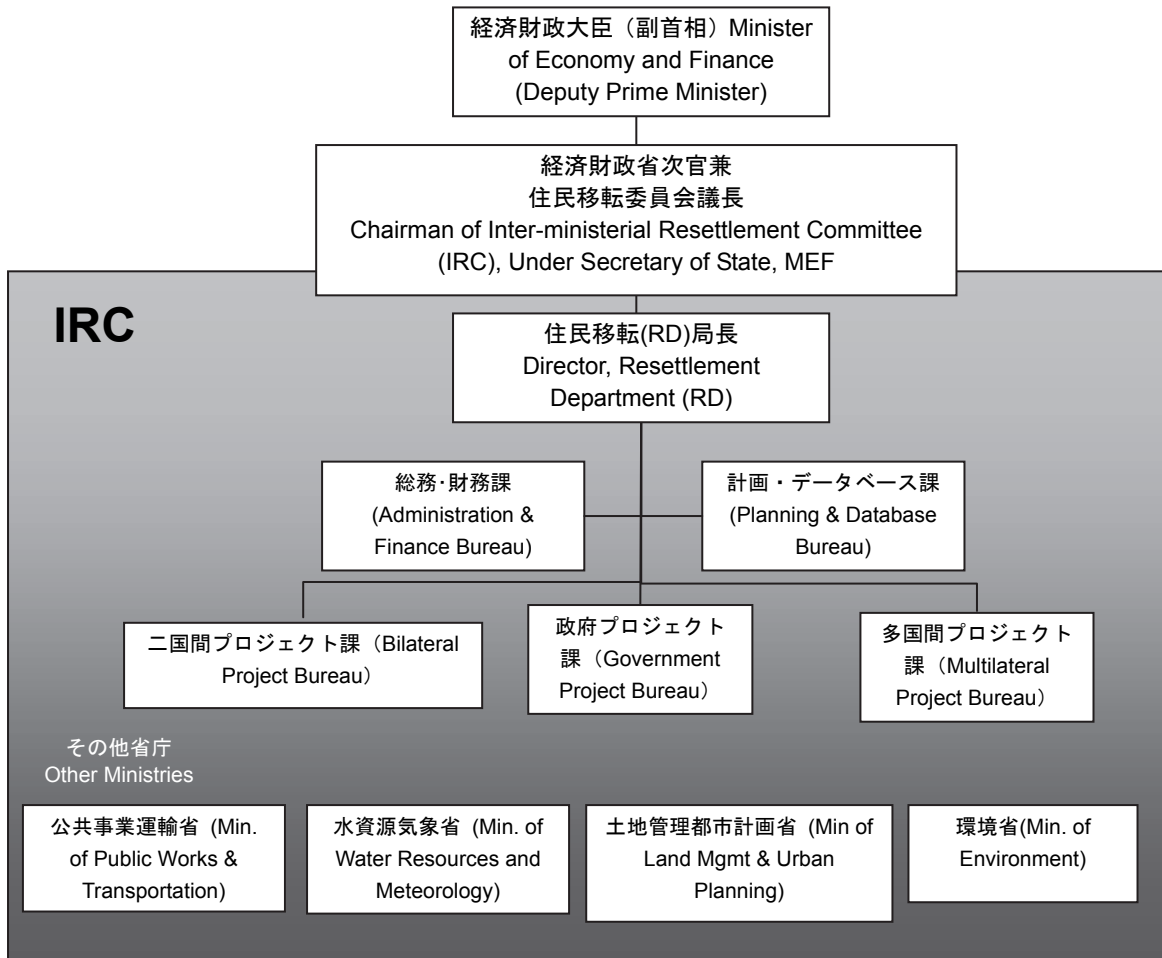


図-2.1 IRC の組織構造

#### ウ. IRCの下部組織

IRCは住民移転の手続きや調査を担当する実施組織 (IRC-Working Group, IRC-WG) を有する。IRC-WG にはChiefおよび二名のDeputy Chief (Technical Affair, General Affair) が配置される。また、IRC-WGを支援する組織として、地方行政官を含む複数のSub-Working Group (IRC-SWG) が設置され、地元住民の対応など個別の調整を担当する。

#### (ア) IRC Working Group (IRC作業班)

シンプルサーベイ、詳細資産調査 (DMS)、補償交渉、補償支払い等の作業を行う IRC の実施組織。

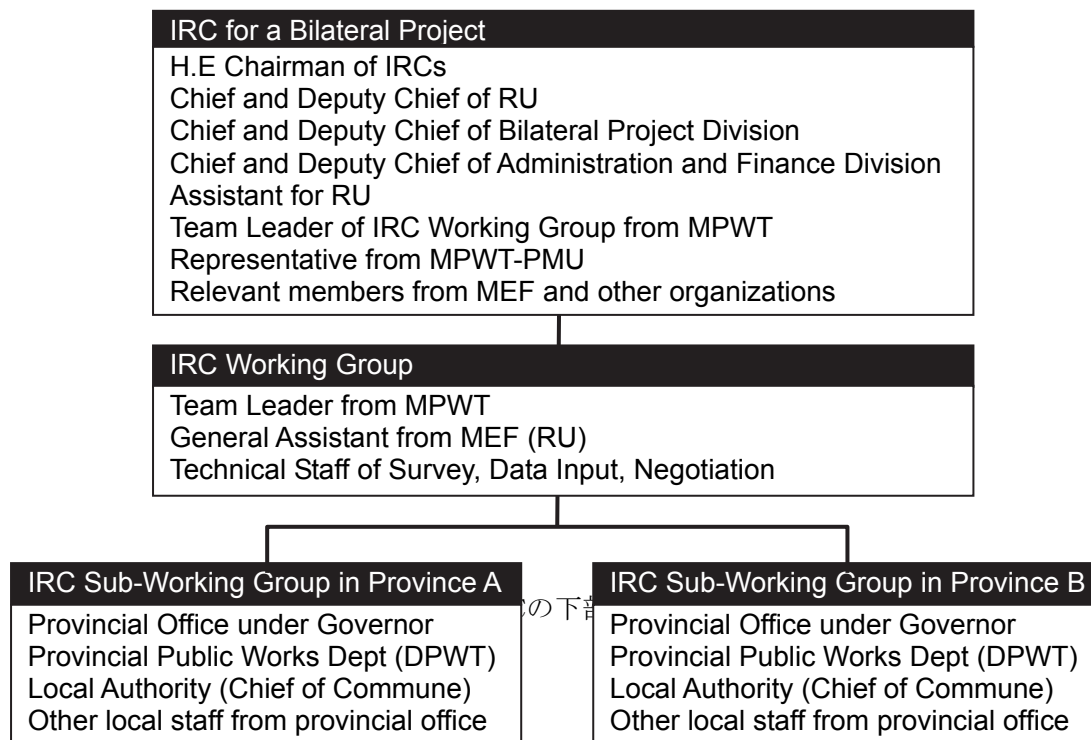
【構成員例】 Team Leader, Technical Assistant, General Assistant, Survey & Data input, Inventory

(イ) IRC Sub-Working Group (IRC補助作業班)

IRC-WG の指示に従い活動する補助組織。各州（あるいは特別市）の関連部局（土地局、公共事業局、水資源気象局等）や地方行政（州、区、コミューン等）が参加する。

【構成員例】 Sub-Team Leader, Technical Assistant, Head of Commune or District

日本の支援（国道一号線改修計画）を想定したIRC下部組織の構造を図-2.2に示す。



エ. 公共事業運輸省 (Ministry of Public Works and Transport)

大臣： H.E. Tram Iv Tek

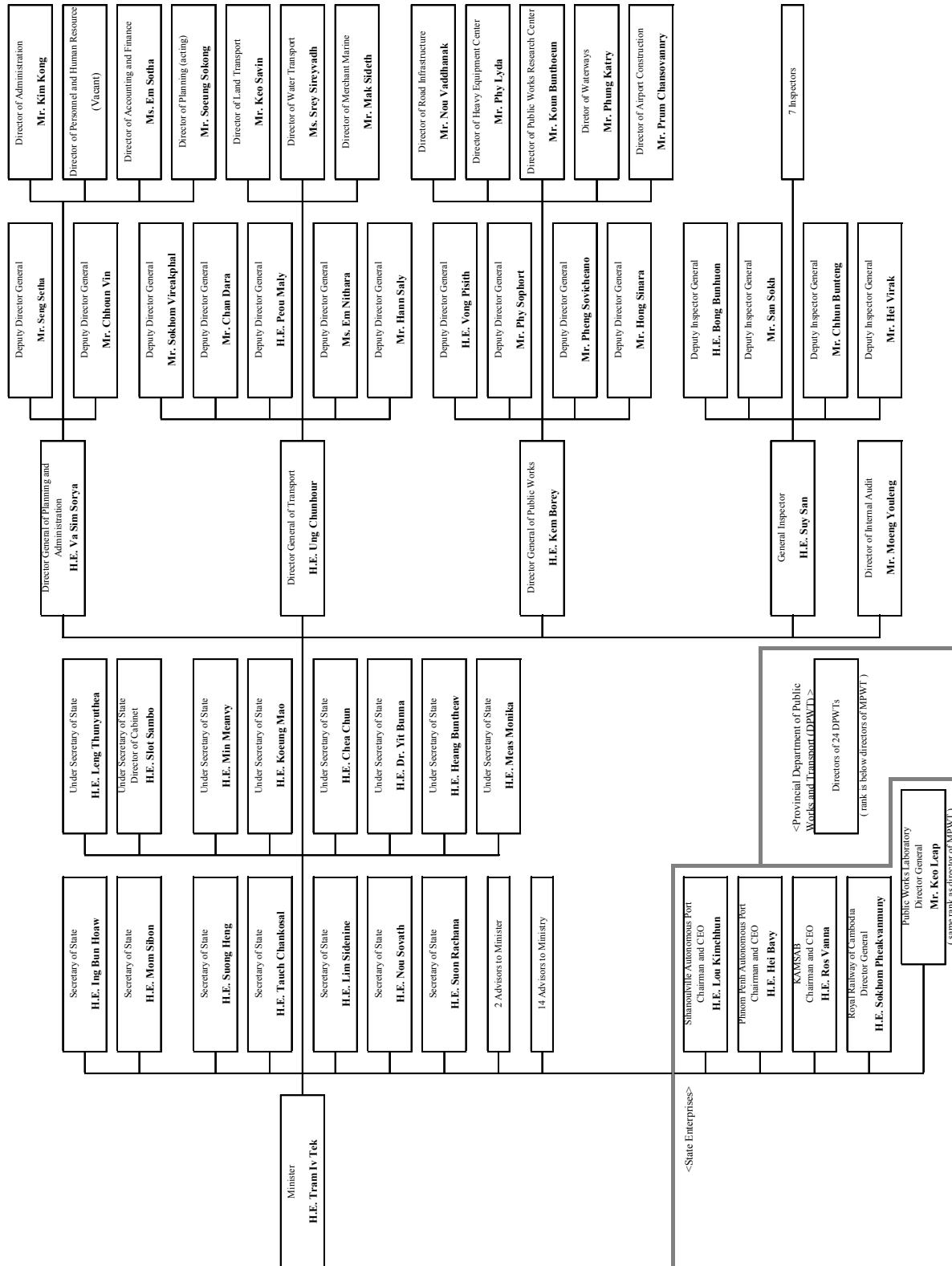


図 2-4-1 公共事業運輸省 (MPWT) の組織構成 (2009 年時点)

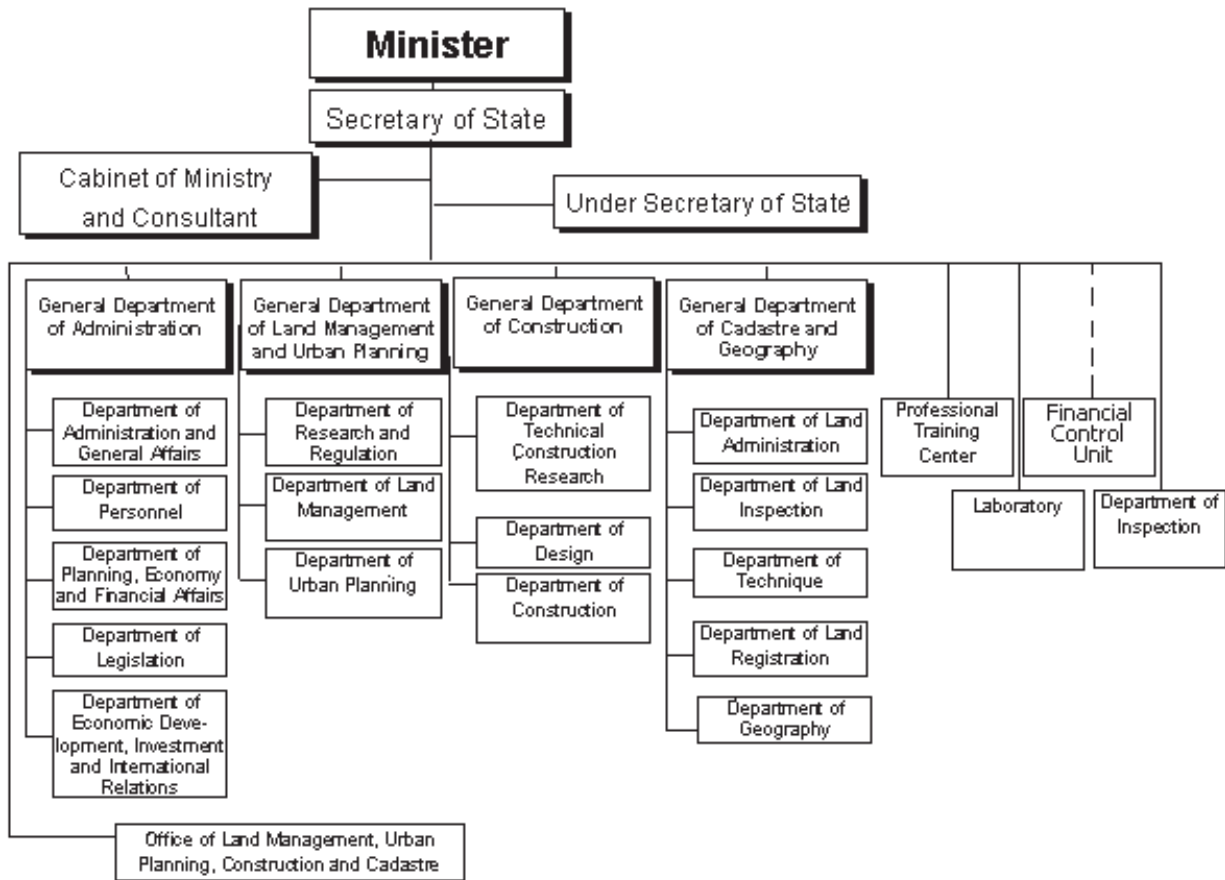
\*調査期間中の人事異動により、元 Director of RID の Mr. Kem Borey が Director General of Public Works に昇進した。

才. 環境省 (Ministry of Environment)

大臣 H.E. Mok Mareth

計画法務局	Department of Planning and Legal Affairs
自然保護保全局	Department of Nature Conservation & Protection
汚染防止局	Department of Pollution Control
天然資源評価環境データ管理局	Department of Natural Resources Assessment & Environmental Data Management
環境教育普及局	Department of Environmental Education and Communication
環境影響評価局	Department of Environmental Impact Assessment Review
総務財務人事局	Department of Administration, Finance & Personnel
財務室	Office of Financial Control
監査室	Office of Inspection

カ. 土地管理都市計画建設省 (Ministry of Land Management Urban Planning and Construction)



## (5) 開発パートナーの移転政策

### ア. 世界銀行の移転政策

開発途上国の開発事業に円滑な資金供給を通じて事業を実施する世界銀行を初めとする国際金融機関は、1980年代後半からその融資事業が環境および社会的な負の影響を回避あるいは緩和することを目的として、事業実施にかかる政策やガイドラインの整備を進めてきた。世界銀行（以下、世銀）は「環境に関する業務マニュアル」（1984年策定）において、環境に重大な影響を及ぼす可能性のある事業に際する環境調査の実施と、緩和措置などの評価を行うことを規定した。これに引き続き80年代後半より、環境影響評価、非自発的住民移転、先住民族、自然生息地、林業、ダムなどに関するセーフガード政策やガイドラインを構築・整備してきた。93年には、世銀の融資事業において影響を受ける住民等の申立により、事業に右の政策違反がなかったかどうかを調査するためのインスペクション・パネル（独立委員会）を設置することができるようになった。この背景には、世銀の融資案件のうち、いくつかは、現実に環境や社会的な被害を生み出してきたという市民社会からの批判が存在している。また、このような問題を生み出した世銀自身の組織・制度などに対する批判も強まったことによる。

世界銀行のセーフガードポリシーは、環境アセスメント、自然生息地など広範な分野について、融資事業に関する影響回避の枠組みが定められている。非自発的住民移転に関する政策は、OP 4.12に定められており、そのAnnexおよび業務手続(Bank Procedure: BP 4.12)に、詳細が定められている。

より具体的には、OP/BP4.12 (2001)では、住民移転の回避に関する規定があり、もし回避できない場合には、従前の生活水準が、移転後も維持できるよう配慮することなど、移転に関する原則が示されている。

世界銀行のカンボジアミッションでは、現在は移転問題に関する支援は実施していない。社会環境対応は、これまでは借入国が負担すべき責任という立場を原則的に取っている。しかし、現実の問題として収用・移転はどのように実施されているかについて関心を持ってきた。一方で、「カ」国の収用制度が未整備であることについて懸念を持っている。カンボジアには、現在移転補償を定めた法令がない。土地収用法が審議されていることは大きな前進である。

### イ. アジア開発銀行 (ADB)

アジア開発銀行では、非自発的住民移転に関する手引き書 (OM Section F2/BP) に規定されているが、その内容は原則的に世界銀行のガイドラインに準拠している。ADBのガイドラインでは、再取得価格による保障が謳われている。

アジア開発銀行は、2008年7月に技術協力として、「開発プロジェクトによる社会経済的インパクト軽減に関する細則 (Sub Decree on Addressing Socio-Economic Impact Caused by Development Projects) の素案を作成した。

## 2-2 関係機関との協議内容

### (1) 案件名

和文名称を英文要請書名 (Project on Capacity Enhancement of Environmental and Social Considerations for Resettlement) に合わせて「住民移転のための環境社会配慮能力強化プロジェクト」に改称する。

### (2) カウンターパート (C/P)

#### ア 公共事業運輸省からの参加

C/P 機関を経済財務省 (Ministry of Economy and Finance, MEF) 住民移転局 (Resettlement Department, RD) 及び省庁間住民移転委員会 (Inter-ministerial Resettlement Committee, IRC) とする。これにより、現行の日本国 ODA 事業に関連の深い公共事業運輸省 (Ministry of Public Works and Transport, MPWT) の担当職員をプロジェクトの C/P として取り込む (M/M にて確認し、MPWT 副大臣の署名を取り付ける)。

#### イ RD のカウンターパート

C/P 長を RD の局長とし、二人の副局長及び主に二国間協力・国内事業課を中心とした C/P 職員を確保する。

### (3) 供与機材

供与機材に関して、モバイルGPS及びPC関連システム、車両掲載の全周カメラ等を考えているが、先方の要望を確認して内容を確定する。

## 2-3 ワークショップ実施結果

### (1) ワークショップ実施概要

本プロジェクトの詳細計画を策定するため、プロジェクト関係者36名を集め、10月22日にPCMワークショップを開催した。同ワークショップ参加者の内訳は以下のとおりである。

省庁	参加人数	省庁	参加人数
MIME	2	MLMUD	1
MPP	1	EDC	1
MEF	15	MOWRAM	1
MPWT	6	JICA	5
Telecom	1		
MOE	3	合計	36

### (2) 関係者分析

関係者分析は、主要なプロジェクトに影響を与える主要な利害関係を見出し、それぞれの能力および役割を分析する方法のひとつである。

利害関係者には、個人、グループ、組織または会社など（プロジェクト実施者、プロジェクトを促進する者、あるいはプロジェクトによる便益や害を受ける者）のうち、プロジェクトの成功や失敗に大きな影響を及ぼす者の全てが含まれる。関係者分析の基礎は、全ての関係者は、それぞれに特有の「利害」を持っているということにある。関係者分析では、それら複数の関係者が持つ利害の一つ一つを、明示的に取り上げて、分析・分類するとともに、これらを問題分析や、目標設定ならびに、戦略の設定に生かすために行われる。

関係者分析を行う際に設定される重要な設問は、「誰の」「どのような問題や課題」を分析するのかを問いかけることである。また、プロジェクトが行う「介入」の結果、「誰が」どのような利益を受ける（受けない）あるいは「どのような害を受ける（受けない）」を分析することにある。分析の最終的な狙いは、ターゲットグループに対する社会・経済・制度上の便益を最大化することと、想定される損失を最小にすることにある。

### (3) 関係者分析（主要な関係者）

予備的な分析によると本プロジェクトの主要な利害関係者は、以下のとおりである。経済財務省住民移転局（RD）と、省庁間住民移転委員会（RD-IRC）は、それぞれ直接的な受益者であると同時に、本技術協力プロジェクトの実施者も兼ねている。

なお、本プロジェクトは、主としてその活動をプノンペン市の経済財務省において実施することになることから、直接的なプロジェクトの便益は、主たる受益者であるRDとRD-IRCが受けることになる。一方、間接的な便益は一義的に今後計画される国道等の沿線住民が受けることになる（本プロジェクトは特定の路線を想定した技術協力ではないので、特定地域の沿線住民を想定した分析は不要である）。

受益者	実施者	協力者	費用負担者
経済財務省住民移転局（RD）	経済財務省住民移転局	公共事業運輸省	日本国政府
省庁間住民移転委員会（RD-IRC）			
公共事業運輸省（苦情処理委員会）			
沿線住民	省庁間住民移転委員会		カンボジア王国政府
カンボジア国民			

(4) 関係者分析 (詳細分析)

予備的な関係者分析の結果をもとに、主要な利害関係者等についてそれぞれの詳細分析を行った。その結果を以下に示す。

利害関係者に関する 基本情報	抱えている問題 および利害	ポテンシャル (能力 および モチベーション)	想定される対応策
<p>【経済財務省住民移転局 (RD)】 職員数約 30 名 担当次官が所掌 局長 1 名、副局長 2 名 二課 (二国間協力課・マルチドナー課) 体制 事業主 (公共事業運輸省等) と省庁間住民移転委員会を組織</p>	<p>若手職員の知識と経験が不足している 中堅職員 (40 歳台) の層が薄い 法制度や実施細則の整備が不十分 収用手続きに関する責任部署である。将来的に、ドナー以外の公共事業の主要手続きに関わる組織に改変される可能性が高い。</p>	<p>迅速かつ各ドナーのガイドラインに準拠した収用・住民移転手続きが行われる。</p>	<p>関係する法令や実施細則等の整備 職員の実施能力向上</p>
<p>【IRC ワーキンググループ】 住民移転の現場での実務を担当する。 対象となるプロジェクトの地方政府と協力して実施する</p>	<p>公共事業省の一担当官に知識と経験が過集中している 調査の統一的手法を定めたマニュアル等が整備されていない</p>	<p>他事業のモデルケースとなるデータ管理を実施している。 迅速かつ各ドナーのガイドラインに準拠した収用・住民移転手続きが行われる。 業務に関わる各人のプロジェクトを通じた技術的な成長。</p>	<p>関係する法令・実施細則等の整備 職員の実施能力向上 調査手法を定めたマニュアル等の整備</p>
<p>【公共事業運輸省】 プロジェクトの事業主 対象となるプロジェクトに必要な移転業務は、経済財務省等と共に省庁間住民移転委員会を組織</p>	<p>当該プロジェクトの円滑な実施は、住民移転の処理とリンクしている。 万一のトラブルの際、矢面に立つ可能性が高い。 実務面での手順や</p>	<p>プロジェクトの完工。 プロジェクトを通じた技術的な成長。</p>	

※国道一号線及び第二メコン架橋建設計画を中心とした日本国 ODA 事業に対応する委員会

(5) ターゲットグループ

本技術協力プロジェクトのターゲットグループは、「経済財務省住民移転局 (RD)」および「省庁間住民移転委員会 (RD-IRC)」とした。その理由は、以下のとおりである。

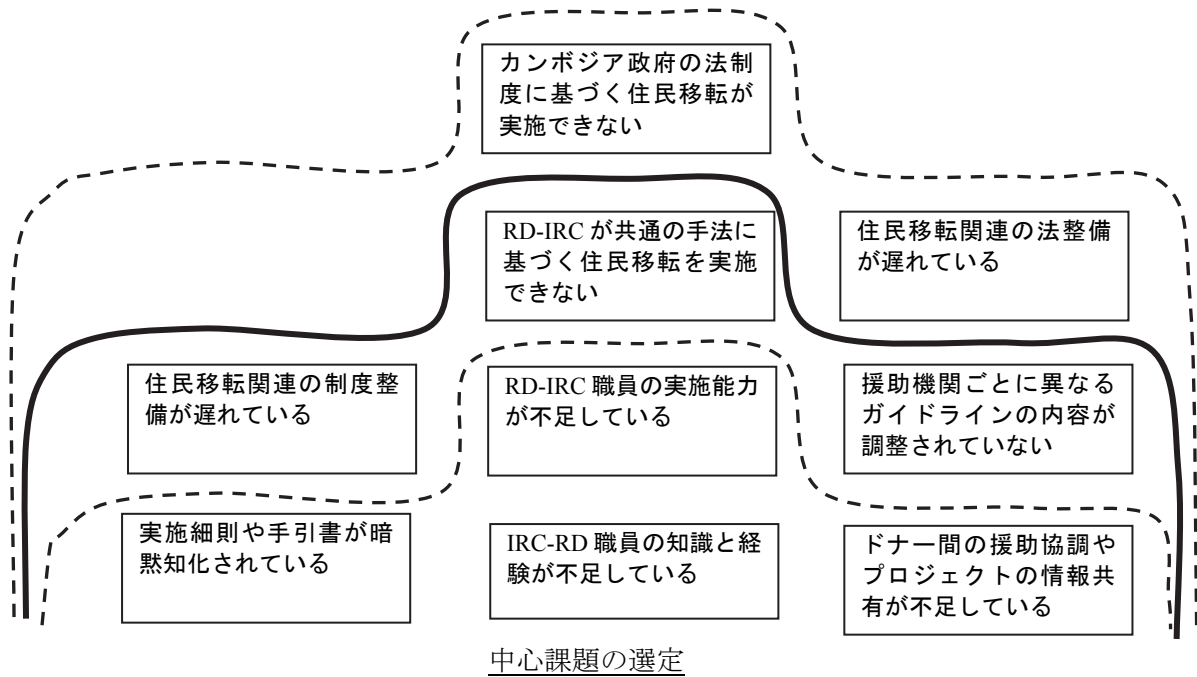
RD は、本案件の要請書において C/P 機関とされており、経済財務省傘下の部署のひとつである。そのため配属されている人員が、省内の通常の人事ローテーションに従うことから、2 年間の技術協力の期間を通して RD の二国間プロジェクト課に配属される見通しである。そのため、本技術協力の C/P として協力期間を通じて業務を担当することが可能性が高い。第二に、RD は MEF の部署であることから、協力期間を通じて自前の予算・人員を確保することができる。第三に RD は、組織の所掌が明確で、住民移転政策の実施全般に責任を負っている。また、そのための能力も既存の組織の中に具備していると考えられる。第四に、RD はその所掌から、将来技術協力の成果を地方にも展開していく考えを持っている。RD を C/P とすることは、移転した技術を地方へ展開していくことを展望し、現在なすべきことが明らかにしやすい。また最後に、将来カンボジアにおける住民移転に関して、RD が果たすべき役割からみて、カンボジアが現在進めている能力強化のための自助努力を支援する相手方として RD が最も適切と判断した。

(6) 中心課題の設定 (予備的な分析)

カンボジア事務所ならびに企画調査員等が実施してきた予備的な検討において「RD-IRC が共通の



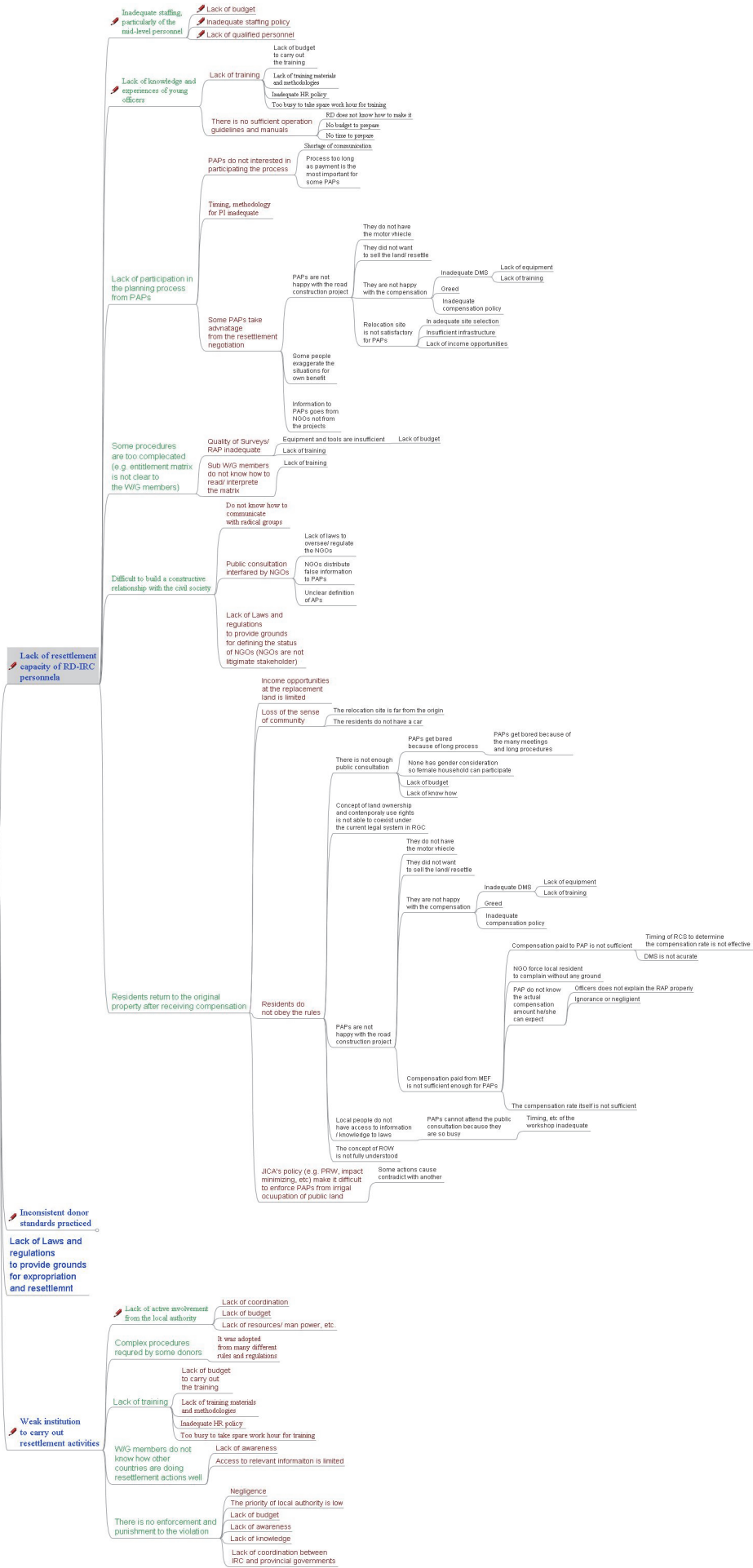
手法に基づく住民移転を実施できない」を中心課題に選定している。



#### (7) 問題分析

ワークショップでは、カードを使用した問題分析を行った。その結果を以下に示す。

RD-IRC is not able to implement consistent resettlement policy in Cambodia

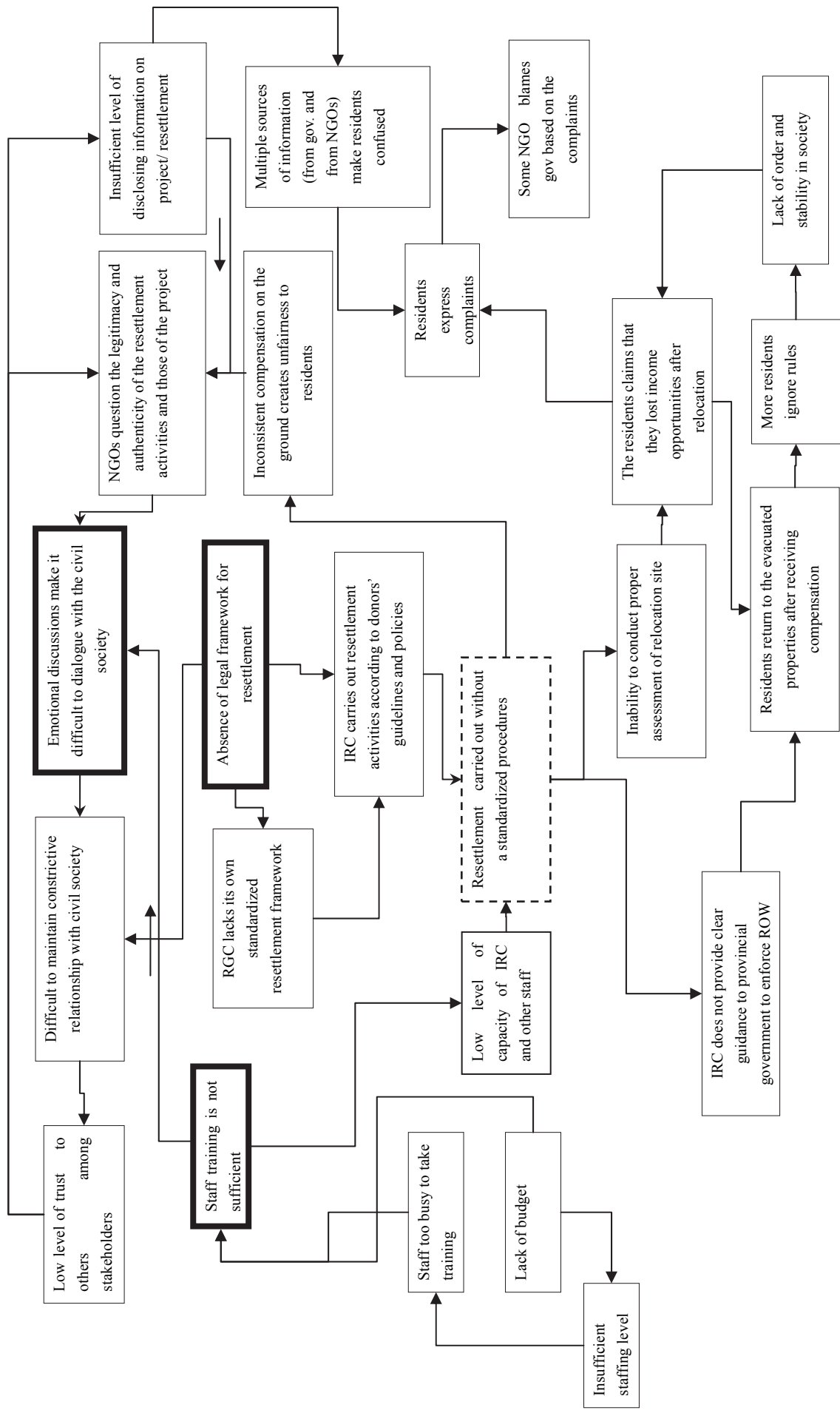


#### (8) 問題構造分析

本調査では、問題系図の作成に加え、問題構造分析を実施した。同分析を実施した理由は、ワークショップの問題点を示すカードの分析では、複数のカード（群）が他の複数の問題の原因になっており、単純に「原因-結果」の関係にまとめることが困難であったことによる。問題構造分析の結果を次頁に示した。

この分析では、問題系図と同じく中心課題である「統一的な手続きで移転手続きができない (Resettlement carried out without a standardized procedures)」を中央に配置し、これの理由について複数のカードを配置して分析を行った。

全体を俯瞰すると、この問題は概ね3つのループによって構成されている。それらは、「①スタッフのトレーニング不足」、「②市民社会との対話が感情的なやり取りに終始する」、そして「③法制度の未整備」に関わるものである。①に対しては、研修を通じたスタッフの能力強化を進めることで対処する。②に対しては、PIの考え方を取り入れて、事業に対する透明性を高めるアプローチが有効と考えられる。また、③に対しては、法令の整備や、マニュアル類の整備によって、手続きが標準化されることによって対処可能であると考えられる。



問題構造分析の結果

## 第3章 5項目評価

### 3-1 評価5項目について

本調査において用いられる「評価5項目」とは、(1) 妥当性、(2) 有効性、(3) 効率性、(4) インパクト、(5) 自立発展性の5項目である。各項目の定義と、PDM 各要素との関係は、下図のように表される。

#### (1) 妥当性

評価時においてもプロジェクト目標、上位目標が有効であるかどうかを検討する。(カンボジア側の開発政策、受益者ニーズ・実施機関ニーズとの整合性、計画設定の妥当性、援助国の支援政策との整合性など)

#### (2) 有効性

プロジェクトの「成果」の達成度合いの見通しを評価する。また、それらが「プロジェクト目標」の達成度にどの程度結びつくかについて、その見通しを評価する。

#### (3) 効率性

プロジェクトの「投入」から生み出される「成果」の程度を把握する。ここでは、各投入の質、量、タイミング、の適切さを検討する。(派遣専門家、C/P 配置、機材の供与、研修員受け入れ、ローカルコスト、現地活動費等について現状の計画をあらかじめ評価する。)

#### (4) インパクト

プロジェクトが実施されたことにより生み出されるであろう直接的、間接的な正・負の影響を検討する。当初計画に予想されていない影響を含む。上位目標は「期待される正の効果」として、効果の一つと捉える。

#### (5) 自立発展性

自立発展に必要な、要素を見極めつつ、プロジェクト終了後の自立発展のみとおしを検討する。(実施機関の運営管理、財務、技術、社会経済的側面など)

DAC 5項目を利用した評価

	妥当性 (Relevance)	有効性 (Effectiveness)	効率性 (Efficiency)	効果 (Impact)	自立発展性 (Sustainability)
上位目標 (Overall Goal)	プロジェクトの目標と上位目標は、評価時においても有効であるか	「プロジェクト目標」達成のみとおし	「投入」がどれだけ効果的に「成果」に転換されるかのみとおし	プロジェクトを実施した結果、どのように正負の影響が直接的・間接的に現れるか	協力終了後もプロジェクト実施による便益が持続されるかどうか。プロジェクトはどの程度自立するかのみとおし
プロジェクト目標 (Purpose)					
成果 (Output) 投入 (Input)					

### 3-2 評価グリッド

プロジェクトの現状に関する情報は、評価グリッドに従って調査をおこない、その結果を記載した。

### 3-3 評価結果

#### (1) 妥当性

本案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断される。

本案件は、社会・経済インフラ整備事業に伴う住民移転の実施体制の強化を図ることで円滑な社会・経済インフラ整備の推進に寄与し、環境配慮に留意した持続可能な開発に資するものであり、相手国政府の開発政策である「国家戦略開発計画(2006年5月)」並びに「四辺形戦略フェーズ2(2008年9月)」や我が国の援助政策である「カンボジア国別援助計画」(平成14年2月、外務省)、「国別援助実施方針」(2009年4月、JICA)との整合性が高い。

「収用法」の制定・施行に併せて、RDが関連する副法令の見直し作業及び住民移転のプロセスに沿った系統的な実施細則等の整備を実施することになっているため、同実施細則の整備支援を行う本案件は、ターゲットグループであるRDのニーズに合致しており、妥当性は高い。

本案件のターゲットグループであるRDは、今後制定される予定の「副法令」の下、市や州が実施する開発事業に伴う住民移転まで所掌が拡大するため、適切なカウンターパートといえる。また、加えて、我が国には、道路・橋梁建設事業に伴う公共収用にかかる経験とノウハウの蓄積があり、本案件を実施する上での優位性も高い。

## (2) 有効性

本案件は、以下の理由から有効性が見込まれる。

本案件は、RDを中心とするターゲットグループが年間計画の策定し、実施・モニタリング・評価を一貫して実施することを通じて、RDの組織としての運営能力の向上が期待できる。また、RDが、本案件を通じて習得した住民移転手続きの計画手法、住民移転実施段階での調査手法を「カ」国内における実際の住民移転業務で活かすことにより、RDの実施能力向上が期待される。さらに、事業参加者の要望に応じて、国内外におけるいくつかの研修・技術交換等を組み合わせて実施することにより、RDの移転実施能力を効果的に強化することが可能となる。これらにより、プロジェクト終了時まで、目標の達成が見込まれる。

## (3) 効率性

本案件は、以下の理由から効率的な実施が見込まれる。

本案件は、住民移転にかかるRD職員の能力向上のために必要・最低限の投入(長期専門家3名及び短期専門家数名)及び2年間という短期間で実施するものである。

本案件は、現在「カ」国が準備を進めている「収用法」及び「副法令」に基づいて能力向上を行うものであり、技術協力プロジェクトの成果が現実の移転業務と密接に関わっているため、効率良く事業を実施することが可能である。研修実施においては、実地でのOJTを中心に実施するよう考慮されており、効率良く技術移転できる設計としている。

本案件におけるカウンターパートのほとんどが、我が国の「カ」国における無償資金協力プロジェクトに従事した経験をもつため、円滑な事業への導入が予想される。また、「カ」国側がカウンターパート人事異動を想定していないこと、協力期間が2年間と比較的短いこと等から、同じ担当者が本事業に継続的に関与する可能性が極めて高い。

## (4) インパクト

本案件のインパクトは、以下のように予測される。

本案件のプロジェクト目標が達成された場合、上位目標である「カンボジア政府が、同国の法令を遵守した統一的な方法で住民移転に関する方針に基づいて移転を実施することができる」も達成する可能性が高い。その理由は、第一に道路セクター以外の関係者から本件の技術移転に対する大きな期待が表明され、本案件の成果が道路以外のセクター(例えば、電力、治水等)において利用される可能性が高いことが挙げられる。また、一部地方政府も本案件への実施に対して関心を示しており、本件の中で行われるOJTも、一部は地方において実際に実施される開発事業を題材として取り上げる予定である。これらOJTの成果を活かしつつ、本案件終了後も同成果が広範に普及する可能性が高いと考えられる。

## (5) 自立発展性

本案件では、以下の要因により一定の活動・効果が持続していくことが見込まれる。

本案件のカウンターパートであるRDは、今後制定される予定の「収用法」及び「副法令」において、RDは「カ」国の収用業務を実施する唯一の中核的な組織となっており、その役割は重要性を増していくと考えられる。また、現在、中央省庁が実施する開発事業での収用事業において、系統立

てて収用手順を規定した実施細則が未整備であるため、本案件により計画から実施段階までの実施細則が整備されることで、これを道路・橋梁建設以外（例えば灌漑建設、送電線敷設等）の公共事業においても適用し、継続的に利用する蓋然性は高いと考えられる。

現時点では、地方州政府が実施する開発事業に対し、本案件の成果である実施細則が適用されるかどうかについては確証を得ていないが、「収用法」及び関連する副法令の整備が進み、RDの役割が強化され、またRDが他分野や地方州政府に対する指導研修を行うことによって、実施機関が普及のメカニズムを維持できる見込みは高い。

### 3-4 プロジェクト実施上の留意点

#### (1) 住民参画 (Public Involvement, PI) の重要性

本件の設計に先立って行われた問題構造分析でも、プロジェクトの利害関係者と適切なコミュニケーションができないことが課題の一つとして明らかになっている。そのため、技術協力のなかで重要な分野として、「住民参画」を取り上げている。

わが国は戦後の経済発展を経て、大型公共事業においてPIあるいはPI的なアプローチを取り入れることの重要性を学んできた。住民を計画プロセスに参加させることは、事業者にとっては時間もコストも余計にかかる。しかし、住民の計画策定プロセスへの関与を高めることによって、結果として事業が短期に終わり、総コストを圧縮することができる事例も多いことが明らかになっている。このような日本や海外での経験を、「カ」国側の計画担当者に伝えることには、大いに意味があると考えられる。

#### (2) 研修管理専門家の投入

本プロジェクトのPDMは、成果1に「プロジェクト実施体制の確立」を掲げている。本プロジェクトでは、数多くの研修が計画されていることから、それぞれについて「現状把握～研修の実施～モニタリング及び評価の実施～研修の改良～研修の実施」という一連の研修サイクルにしたがって実施されることを意識したPDMを作成している。右を実現するために、研修管理専門家を投入することを計画している。

本計画は、他の専門家が主に道路を中心とした住民参加プロセスの専門家を想定しており、技術協力の技術コンテンツは、当該専門家が提供することになる。一方、比較的短期間にRDの能力向上を図る本プロジェクトでは、具体的な能力向上の程度を客観的に計測することが求められている。そのため、実施する研修の質の向上は、技術的コンテンツの質の向上と併せて、研修実施前に実施するRD職員等に対するニーズアセスメントの段階から、研修計画の策定、実施、モニタリングの各段階で、受講者がどのように新しい知見を獲得して、どのような行動変容が起きているかを明確に把握・記録することが必要である。具体的には、習得した技術（や知識）が、実際の現場で使用されているかどうかを測定・検証することが重要である。そのためには、研修管理に知見のある専門家を投入することが必要である。

#### (3) 着手時の現況調査の重要性

P0には、専門家の着任とプロジェクト開始直後に2ヶ月程度、現状把握のための調査を実施することを提案している。これは、配属された専門家の視点でその時点での「カ」国の移転事業に関する情報を出来るだけ多く収集・分析し、プロジェクト設計の詳細（実施計画、目標設定、指標、日程、専門家投入など）について合意を形成することを意図している。これは、本調査との時期的な差異を埋めることに加えて、配属された専門家が自分の目で確認して、最も妥当な実施計画を自分の手で立案して、その内容に責任を負ってもらうという意図で計画した。ここでは、必要に応じて、ローカルコンサルタントも活用し、信頼性の高い調査をすることが求められる。

## 第4章 詳細計画策定調査（第2回）の概要

### 4-1 調査の目的

主に、以下2点の目的をもって、調査を実施する。

(1) 事前評価調査で合意されたミニッツの内容に基づき、カンボジア側関係者との間で、プロジ

- ェクト開始に向けた実施協議を行うこと。  
 (2) 調査結果を協議議事録 (R/D、M/M) にまとめ、合意し署名交換すること。

#### 4-2 調査団構成

No	担 当	氏 名	所 属
1	団長・総括	小林 雪治	JICA カンボジア事務所次長
2	協力企画	森畑 真吾	JICA カンボジア事務所員

#### 4-3 日程

月日	曜日	行 程
2010年 2月19日	金	公共事業運輸省副大臣 (H. E. Tauch Chankosal) 表敬 省庁間住民移転委員会 (IRC) ワーキンググループメンバーとの協議議事録 (R/D、M/M) に係る協議
2月22日	月	省庁間住民移転委員会 (IRC) との協議議事録 (R/D、M/M) に係る協議
3月12日	金	R/D、M/M 署名交換

#### 4-4 主要面談者

[MEF]

H. E. Nhean Leng Under Secretary of State, Chairman of IRC  
 Dr. Chhorn Sopheap Director of Resettlement Department (RD)  
 Mr. Im Sethyra Deputy Director of RD  
 Mr. Sim Samnang Deputy Director of RD  
 Mr. Ben Daramony Chief of Bilateral Cooperation, RD  
 Mr. Heng Hong Lim Deputy Chief of Bilateral Cooperation, RD  
 Mr. Pal Chhan Deputy Chief of Bilateral Cooperation, RD  
 Mr. Hiv Panhavuth Chief of Administration & Finance Office, RD  
 Mr. Pich Socheata Public Works Research Center, IRC Working Group NR-1

[MPWT]

H. E. Tauch Chankosal Secretary of State  
 Mr. Kong Sophal Public Works Research Center, IRC Working Group NR-1  
 Mr. Chhim Phalla Inspector, MPWT  
 桑野 忠生 建設の品質管理強化プロジェクト (チーフアドバイザー/道路建設・維持管理)

#### 4-5 主な協議内容

詳細計画策定調査で合意したミニッツの内容をもとに、JICA カンボジア事務所次長を団長とする調査団とカンボジア側関係者との間で、プロジェクト開始に向けた協議を行った。なお、最終的に合意されたプロジェクト計画の内、事前評価調査時の合意内容からの主な変更点は以下のとおり。また、案件開始に先立つ機構内の諸手続きを了した上で、プロジェクト開始にあたっての協議議事録 (R/D)、並びに協議議事録 (M/M) の署名交換を2010年3月12日に行った。

- (1) R/D の Annex II について、長期専門家 (Training Management/ Project Coordinator) を、短期専門家 (Training Management) と長期専門家 (Project Coordinator) に分割した。
- (2) R/D の Annex III について、Laptop PC を2台から3台に変更し、Mobile Printer (2台) を供与機材リストに追加した。
- (3) M/M の 2. (2) カンボジア側の予算配分において、カ側積算に基づき、より具体的な予算項目と積算額を明記した。
- (4) M/M の ANNEX IV としてプロジェクトドキュメントを追加した。

以上





